

制度編

第1章 法の概要

1 法の目的（法第1条）

【法】

（目的）

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」といいます。）は、宅地、農地、採草放牧地又は森林とするための盛土又は切土や、一時的な土石の仮置きなど、盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の用途及びその目的にかかわらず、危険な盛土、切土又は土石の堆積を包括的に規制し、崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止することで、国民の生命・身体を守ることを目的として定められています。

2 法の規定による規制区域（法第10条、第26条及び第45条並びに省令第5条）

【法】

（基礎調査）

第四条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。）は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公表しなければならない。

第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2～5 （略）

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第五章 特定盛土等規制区域

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2～6 （略）

第七章 造成宅地防災区域

第四十五条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2及び3 （略）

【省令】

（宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示）

第五条 法第十条第四項（法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次

の各号のいずれかの方法により宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

(1) 横浜市の規制区域

ア 法の規定による「宅地造成等工事規制区域」等

法には、「宅地造成等工事規制区域」、「特定盛土等規制区域」及び「造成宅地防災区域」の3つの規制区域の規定があります。横浜市では、「横浜市の全域」を「宅地造成等工事規制区域」に指定しています。

「特定盛土等規制区域」及び「造成宅地防災区域」は、「宅地造成等工事規制区域」を除いて指定することと法に規定されていますので、横浜市では指定を行いません。

イ 旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域」

旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域（以下「旧規制区域」といいます。）」は、丘陵地にある市街地又は市街地になりうる土地など、横浜市の約6割が、横浜市の申出に基づき、昭和37年7月27日に旧建設省告示により指定されています。令和7年3月31日までに、旧規制区域において旧法の宅地造成工事に関する工事の許可又は都市計画法の開発許可を得ている場合は、引き続き旧宅造法の規定が経過措置として適用されるため、旧規制区域の指定の取消しは行いません。

※ 法の規定による「宅地造成等工事規制区域」と、旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域」は名称が似ていますが、法の規定によるものは、「等」が名称に含まれます。

(2) 法の規定による「宅地造成等工事規制区域」の指定の経緯等

法では、市長は、「宅地造成等工事規制区域」の指定のための基礎調査を行い、その基礎調査の結果、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この号において「盛土等」といいます。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地等の区域であって、盛土等に関する工事について規制を行う必要がある区域を、「宅地造成等工事規制区域」として指定することができると規定されています。

基礎調査については、国が「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」を作成しており、同要領では、「宅地造成等工事規制区域」の指定の対象とする区域は、都市計画区域のうち、「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」を除く区域とされています。また、「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」については、「土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性がないエリア等が想定される。」と同要領に記載されています。

横浜市は全域が都市計画区域であり、横浜市は全域において、車両等により土砂が持ち込まれる可能性がある道路が存在しています。また、同要領では、「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要」とされています。

以上から、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害を未然に防止する観点から、「宅地造成等工事規制区域」の候補区域を「横浜市の全域」としました。

令和6年4月12日に、この候補区域を基礎調査の結果として公表し、その後、令和7年4月1日に、「横浜市の全域」を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、同日に当該区域の公示を行いました。

(3) 規制区域の範囲の確認方法

法の規定による「宅地造成等工事規制区域」及び旧宅造法の規定による「宅地造成工事規制区域」の範囲は、横浜市が管理するウェブサイト「横浜市行政地図情報システム地図情報（アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>）」の「i-マッピー」で確認できます。

なお、同ウェブサイトは、よこはま建築情報センター（市庁舎2階）でも閲覧できます。

3 法の主な規制内容

一定規模以上の盛土、切土又は土石の積重ねが、法の規制対象として規定されています。規制対象に対する規制の内容としては、規制対象に関する工事を行う場合に横浜市長の許可（法第 12 条第 1 項の規定による。）が必要です。（法の規制対象及び法の許可対象については制度編第 3 章を、許可の手続きについては手続編を、許可の技術的基準については設計編を参照してください。）

また、規制対象の行為を行う土地又は規制対象の行為が過去に行われた土地については、土地を常時安全な状態に維持する努力義務（法第 22 条第 1 項の規定による。）が規定されており、災害の発生のおそれ大きいと認められる場合には、状況によって勧告又は改善命令等の対象となるなどがあります。

なお、都市計画法の開発許可を受けた場合は、法の許可を受けたものとみなされ、開発許可の手続きとは別に、法の手続きが必要です。

第2章 用語の意義及び取扱い等

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとし、みなす。
- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

【市細則】

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、政令及び省令の例による。

- (1) 工事施行区域 法第11条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地、法第12条第2項第4号の宅地造成等に関する工事をしようとする土地並びに同条第4項及び法第21条第2項の宅地造成等に関する工事が施行される土地並びに法第12条第1項の許可、法第15条第1項の規定による協議（法第16条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の許可に係る土地をいう。
- (2) から(4) (略)
- (5) 保全対象 建築物、建築物の敷地、建築基準法第42条に規定する道路、公園その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものをいう。

1 用語の意義及び用語に係る取扱い（審査基準）

この法及びこの手引における次に掲げる用語の意義及び用語に係る取扱いは、次のとおりとします。

(1) 宅地（法第2条第1号）

「宅地」とは、「農地」、「採草放牧地」、「森林」及び「公共施設用地」以外の全ての土地のことをいいます。そのため、建築物の敷地に限らず、建築物を伴わない駐車場、テニスコート、墓地（地方公共団体が管理するものを除きます。）及び資材置場等の用に供する土地も、「宅地」に含まれます。

※ 都市計画法の開発許可における「宅地」等とは意義が異なりますので留意してください。

※ 「宅地」に該当するかは、土地の登記簿の地目によっては判断しません。

(2) 農地・採草放牧地（法第2条第1号）

「農地」又は「採草放牧地」とは、農地法第2条に規定する「農地」又は「採草放牧地」に該当する土地のことをいいます。

なお、「農地」には、農道及び農業用排水施設等の用に供する土地を含みます。

※ 「農地」又は「採草放牧地」に該当するかは、土地の登記簿の地目によっては判断しません。

【参考：農地法（抜粋）】

（定義）

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2～4 （略）

【参考：農地法関係事務に係る処理基準について（技術的助言）（平成12年6月1日12構改B第404号農林水産事務次官通知）／別紙1 農地法関係事務に係る処理基準／第1 全般的事項（抜粋）】

(1) 農地等の定義

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）及びこの処理基準で「農地」及び「採草放牧地」とは、次に掲げるものをいうものであり、これらに該当しない土地を農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）として取り扱ってはならない。

[1] 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕地等）も含まれる。

[2] 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で耕作又は養畜のため採草又は家畜の放牧の目的に主として供される土地をいう。林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧地の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されていると判断する。

[3] 「耕作又は養畜の事業」とは、耕作又は養畜の行為が反覆継続的に行われることをいい、必ずしも営利の目的であることを要しない。

(2) 農地等に該当するかの判断に当たっての留意事項

(1)の農地等に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならない。

(3) 森林（法第2条第1号）

森林とは、森林法第2条に規定される森林（同条に規定される森林の定義のうち同条第1号の「及びその土地の上にある立木竹」の部分を除く。）に該当する土地のことをいいます。

同条但書に規定される、「これに準ずる土地として使用される土地」とは、果樹の栽培の用に供される土地等の農地に該当する土地、建築物又は特定工作物（都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物のことをいいます。以下同じ。）の敷地の用に供される土地、宗教法人法第3条に規定される境内地に該当する土地、墓地の用に供される土地及び公共施設用地等が該当します。これらの土地は、森林とは扱いません。

※ 「森林」に該当するかは、土地の登記簿の地目によっては判断しません。

<p>【参考：森林法（抜粋）】 (定義) 第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地</p>
--

(4) 公共施設用地（法第2条第1号、政令第2条及び省令第1条）

「公共の用に供する施設」の用に供されている又は供することが決定している土地のことをいいます。また、「公共の用に供する施設」とは、次の表に掲げるものをいいます。

表：公共の用に供する施設

施設を管理する者	公共の用に供する施設
規定なし	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
国又は地方公共団体	学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

※ 「公共の用に供する施設」は、都市計画法第4条第12項に規定する「公共施設」とは別のものですので留意してください。

※ 公共の用に供する施設に該当しない建築物その他の工作物の敷地として占有する場合は、公共施設用地としては取り扱いません。

※ 公共施設用地の「道路」は、道路法による道路及び林道は該当しますが、建築基準法による道路は該当しないものと取り扱います。

※ 公共施設用地の「公園」は、都市公園法の公園及び国又は地方公共団体が管理する公園のことをいうものと取り扱います。

※ 「国又は地方公共団体が管理する」とは、当該施設及び当該施設の用に供する土地を、法令又は地方公共団体の条例若しくは規則（要綱及び要領等を除く。）に基づき災害防止上の見地から、国又は地方公共団体（その指定管理者等を含む。）が管理する、又は国又は地方公共団体が管理を監督することをいいます。

※ 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社等の法令の規定により法第15条第1項の協議において国又は都道府県等とみなされる者であっても、それらの者は上記の表の「国又は地方公共団体」であるとはみなされません。

※ 上記の表の「飛行場」及び「航空保安施設」は、航空法による飛行場及び航空保安施設の全てを含むのではなく、そのうち公共の用に供されているものに限るなど、上記の表に掲げる施設であっても、公共の用に供していないものは、「公共の用に供する施設」に該当しません。

(5) 宅地造成・特定盛土等（法第2条第2号及び第3号）

「宅地造成」とは、宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更をいいます。また、「特定盛土等」とは、宅地、農地、採草放牧地又は森林において行う土地の形質の変更をいいます。土地の形質の変更及びその詳しい取扱いについては、第3章を参照してください。

(6) 宅地造成に関する工事・特定盛土等に関する工事

「宅地造成に関する工事」又は「特定盛土等に関する工事」とは、次に掲げるものをいいます。

ア 宅地造成又は特定盛土等を行う（一定規模以上の盛土又は切土をする）工事

イ 宅地造成又は特定盛土等を行う（一定規模以上の盛土又は切土をする）ことにより宅地、農地、

採草放牧地又は森林として利用する又は利用されることとなり得る土地（第 27 号の「工事施行区域」を参照してください。）において行う次に掲げる工事

- (ア) 盛土若しくは切土をする工事
- (イ) 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の土留の設置をする工事
- (ウ) その他宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じるための工事

(7) 土石（法第 2 条第 4 号）

「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物をいいます。また、「土砂」及び「岩石」とは、次のものをいいます。

※ 土石と土石以外のものが混ざったものは、土石に該当します。

ア 土砂

「土砂」とは、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」といいます。）
- (イ) 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」といいます。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- (ウ) 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- (エ) 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- (オ) 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの。ただし、廃棄物を除く。

イ 岩石

「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

(8) 土石の堆積（法第 2 条第 4 号）

「土石の堆積」とは、宅地、農地、採草放牧地又は森林において行う一定規模以上（第 3 章第 7 項を参照してください。）の土石の積重ね（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りま

す。）をいいます。

なお、土石とその他のもの（廃棄物及び有機物等）の混合物の積重ねを含みます。

ア 「一定期間の経過後に当該土石を除却するもの」の取扱い

「一定期間の経過後に当該土石を除却するもの」とは、土石の堆積に関する工事に着手した日（法第 12 条第 1 項の許可を受けた工事にあっては、当該許可をした日、法第 15 条第 1 項の協議が成立した工事にあっては、当該協議が成立した日）から 5 年以内に当該土石を除却するものをいいます。

そのため、土石の堆積を行うことができる期間は、最大で 5 年とします（土石の堆積に関する工事について、許可を受けることができる期間は、許可の日から最大で 5 年とします）。

なお、5 年を超えて土石の積重ねをすることを予定している場合でも、土石の堆積に該当するものと取り扱います。この場合においては、法の許可の工事の期間を許可の日から 5 年として受けて、許可の日から 5 年を経過する前に、工期の延長の変更許可を受ける必要があります。

イ 5 年を超えて土石の堆積を行うことができる場合の取扱い

アの取扱いにかかわらず、次に掲げる場合は、5 年を超えて土石の堆積を行うことができることとします。

- (ア) 市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認めて（ウを参照してくださ

い。) 、法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長を許可した場合

- (イ) 市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認めて (ウを参照してください。) 、土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について法第 16 条第 3 項の規定により第 15 条第 1 項の規定を準用して市長との協議が成立した場合
- (ウ) 宅地造成等工事規制区域の指定の際に、当該宅地造成等工事規制区域内において土石の堆積に関する工事が行われている場合。ただし、当該工事の規模の拡大により、当該工事について法第 12 条第 1 項の許可が必要となった場合 (※) は、(ア) 又は (イ) に該当する場合。

※ 宅地造成等工事規制区域の指定の際に、当該宅地造成等工事規制区域内において土石の堆積に関する工事を行っている工事主は、法第 21 条第 1 項の規定により宅地造成等工事規制区域の指定があった日から 21 日以内に当該工事について市長に届け出なければなりません。届け出る事項には、当該工事を行っている土地の面積、土石の堆積の最大堆積高さ、土石の堆積を行う土地の面積及び土石の堆積の最大堆積土量が含まれ、それらの規模 (面積、高さ及び土量) を超えて土石の堆積を行う場合は、法第 12 条第 1 項の許可を受ける必要があります。この場合において、届出に係る堆積と届出に係る堆積の規模を超えて行う土石の堆積に一連性がある場合は、届出に係る堆積の規模を超えて行う土石の堆積のみで技術的基準に適合することが困難であるため、一体の土石の堆積として許可を受ける必要があります。

ウ 市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認める場合の取扱い

イ (ア) 又は (イ) の市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないと認める場合は、次に掲げる場合とします。

- (ア) スtockヤード運営事業者登録規程 (令和 5 年国土交通省告示第 157 号) 第 3 条の登録を受けて行う土石の堆積の場合
- (イ) 土石を継続的に、又は反復して売買するための土石の堆積、建設業を営む者が請け負う工事において使用又は発生する土石を保管するための土石の堆積その他の土石の搬入及び搬出を継続的に、又は反復して行うための土石の堆積であると市長が認める場合 (土石の搬入のみで搬出がない場合を除く。)
- (ウ) 工事の施行のために行われる土石の堆積 (当該工事の現場又はその付近に堆積するものとして、法第 12 条第 1 項の許可を要しないものを除く。) であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を堆積するもの (当該工事の施行に必要な量以上の土石を堆積するもの又は当該工事の施行に必要な土石若しくは当該工事により発生した土石とそれ以外の土石を合わせて堆積するものを除く。) で、当該工事が完了していない場合
- (エ) その他土石の堆積に係る事業の内容から市長がやむを得ないと認めた場合

エ 土石の堆積ではなく、宅地造成若しくは特定盛土等 (盛土) と取り扱う基準

ウに掲げる場合に該当しないにもかかわらず、5 年を超えて土石の積重ねが行われている場合は、当該土石の積重ねを「土石の堆積」ではなく、「宅地造成又は特定盛土等 (盛土)」として取り扱います。

この場合において、当該土石の積重ねは、盛土に係る法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合させなければなりません。また、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可は受けていないので、当該技術的基準に適合させる工事を行うために、当該工事について新たに法第 12 条第 1 項の許可を受ける必要があります。

なお、土石の積重ねの上部において土地利用を行う場合も、当該土石の積重ねを「土石の堆積」ではなく、「宅地造成又は特定盛土等 (盛土)」として取り扱います。

(9) 土石の堆積に関する工事

「土石の堆積に関する工事」とは、次に掲げるものをいいます。

ア 土石の堆積を行うこと

イ 土石の堆積を行うために利用する土地において行う法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合させるために行なう工事その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じるための工事

(10) 工事主（法第 2 条第 7 号）

「工事主」とは、宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいい、当該工事をしようとする土地の所有者に限らず、当該土地の区域内の土地について権利を有する者から当該工事をする事について同意を得た者も含まれます。

また、「自らその工事をする者」とは、単なる工事従事者ではなく、労務者等を雇用して工事を行う場合は、雇用主である者が「自らその工事をする者」であり、「工事主」に該当します。

なお、土石の堆積に関する工事の「工事主」については、第 3 項を参照してください。

(11) 工事施行者（法第 2 条第 8 号）

「工事施行者」とは、宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。「自らその工事をする者」が「工事主」の場合は、その者が、「工事施行者」にも該当します。

また、「工事の請負人」は、元請負人であって下請負人は含みません。

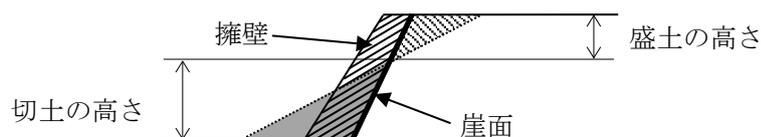
なお、土石の堆積に関する工事の「工事施行者」については、第 3 項を参照してください。

(12) 崖・崖面（政令第 1 条第 1 項）

「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（花崗岩、安山岩等の火成岩及び硬い礫岩をいい、風化の著しいものは除きます。）以外のものをいいます。

また、「崖面」とは、「崖」の地表面をいいます。

なお、擁壁、崖面崩壊防止施設及びのり面保護工に係る構造物が設置されている場合は、その背面が「崖面」です。



図：崖面の位置及び切土又は盛土の高さ

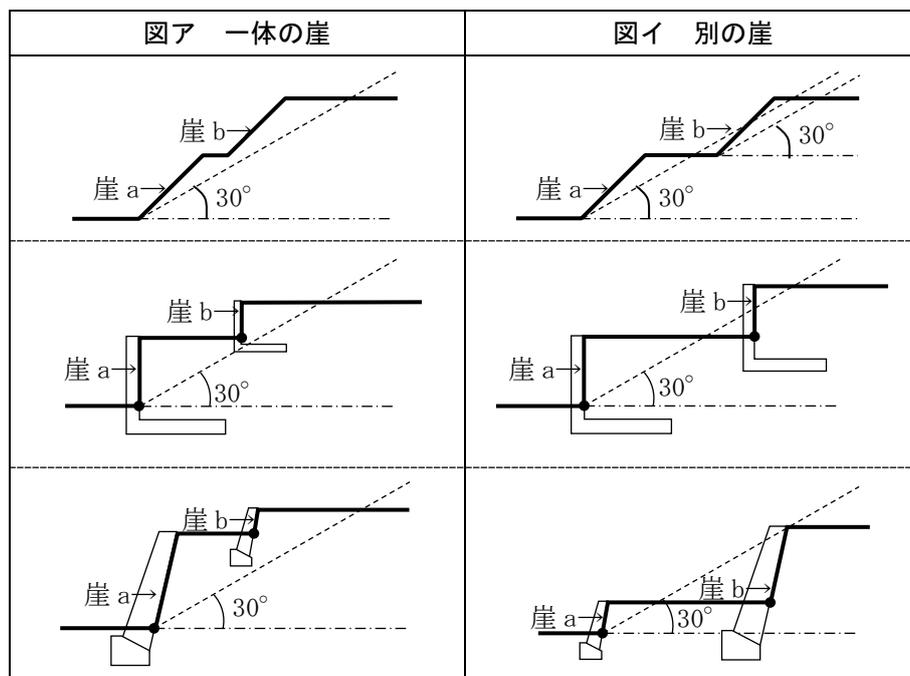
(13) 崖の勾配（政令第 1 条第 2 項）

等高線に垂直な断面における崖面と水平面とのなす角度を「崖の勾配」とします。

(14) 一体の崖（政令第 1 条第 3 項）

小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとしみなします。

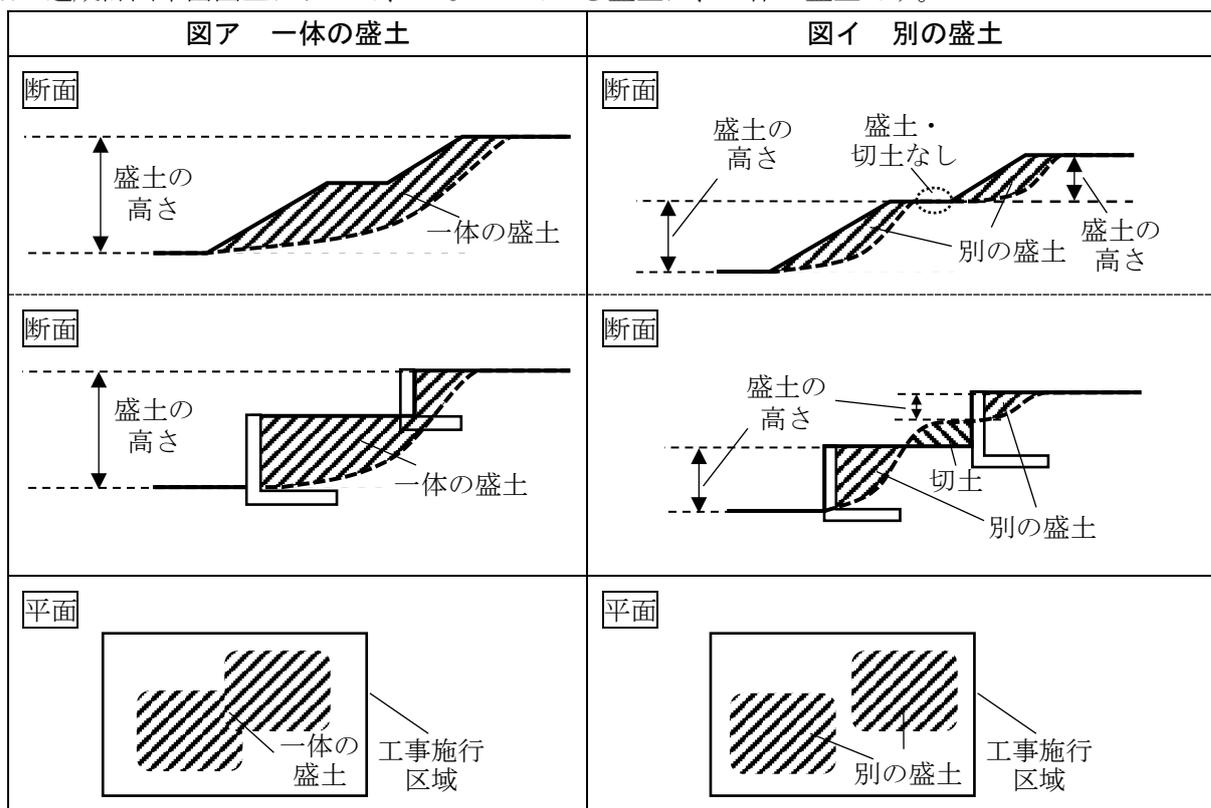
次の図アの場合は、崖 a と崖 b を一体の崖として取り扱い、崖の高さは、崖 a と崖 b の高さを足し合わせた高さです。また、次の図イの場合は、崖 a と崖 b を別の崖として取り扱い、崖の高さは、それぞれの崖の高さです。



(15) 一体の盛土・盛土の高さ

連続して盛土をする部分は、一体の盛土として取扱い、「盛土の高さ」とは、一体の盛土のうち最も標高が低い部分と最も標高が高い部分の標高の差をいいます。

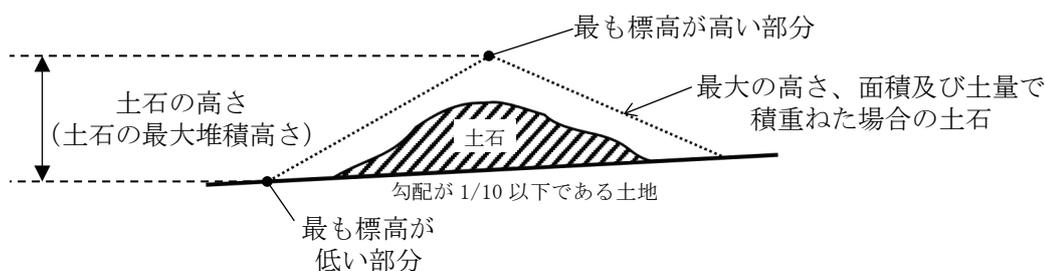
※ 造成計画平面図上において、つながっている盛土は、一体の盛土です。



(16) 土石の高さ（土石の最大堆積高さ）

「土石の高さ」とは、土石の積重ねを行う期間のうち、土石を最大の高さ、面積及び土量で積重ねたときの、当該土石の最も標高が低い部分と最も標高が高い部分の標高の差をいいます。

なお、この手引においては、分かりやすくするため、「土石の最大堆積高さ」と表現も用いています。



図：土石の高さ（土石の最大堆積高さ）

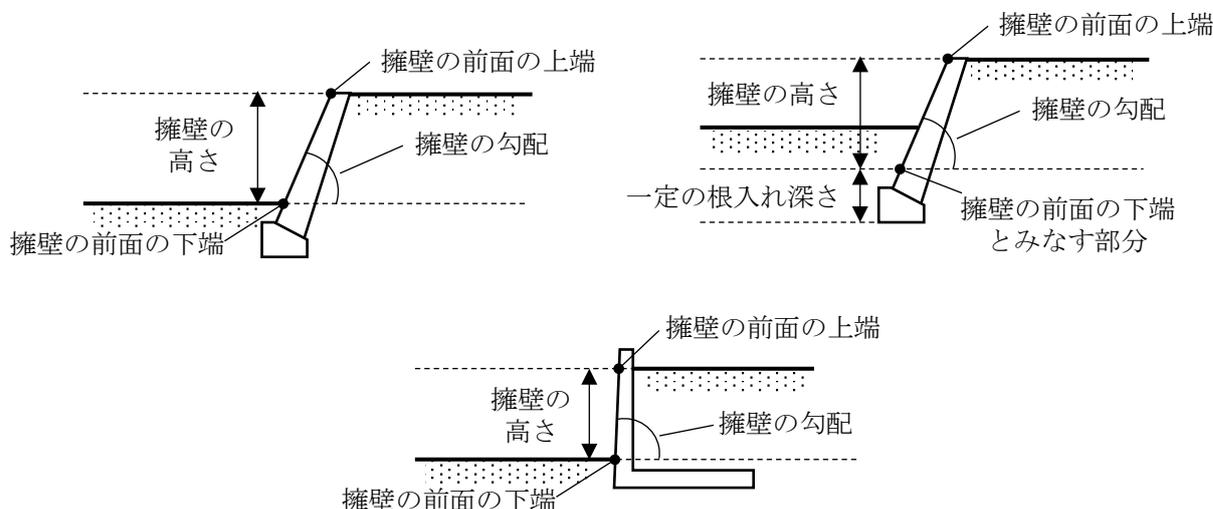
(17) 擁壁の勾配・擁壁の高さ（政令第1条第4号）

擁壁の前面の上端と下端とを含む面の水平面に対する角度を「擁壁の勾配」とし、その上端と下端との垂直距離を「擁壁の高さ」とします。

なお、「擁壁の前面の上端」とは、擁壁の背面が地盤面に接する部分の標高の擁壁の前面の部分を行い、「擁壁の前面の下端」とは、擁壁の前面が地盤面に接する部分を行います。

ただし、擁壁の前面の根入れの深さが、一定の根入れ深さ（※）よりも深い場合は、擁壁の下端から一定の根入れ深さ（※）の分だけ上方の標高の擁壁の前面の部分を、「擁壁の前面の下端」とみなします。

※ 一定の根入れ深さとは、間知石その他の練積み造擁壁の場合にあっては、政令第10条第4号に規定する根入れの深さのことをいい、鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁又は政令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁の場合にあっては、擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）のことをいいます。ただし、擁壁を横浜市の標準構造図の構造とするときは、当該標準構造図の根入れ深さより深い場合のことをいい、政令第17条の規定による国土交通大臣の認定に根入れ深さの規定がある場合は、当該根入れ深さを行います。

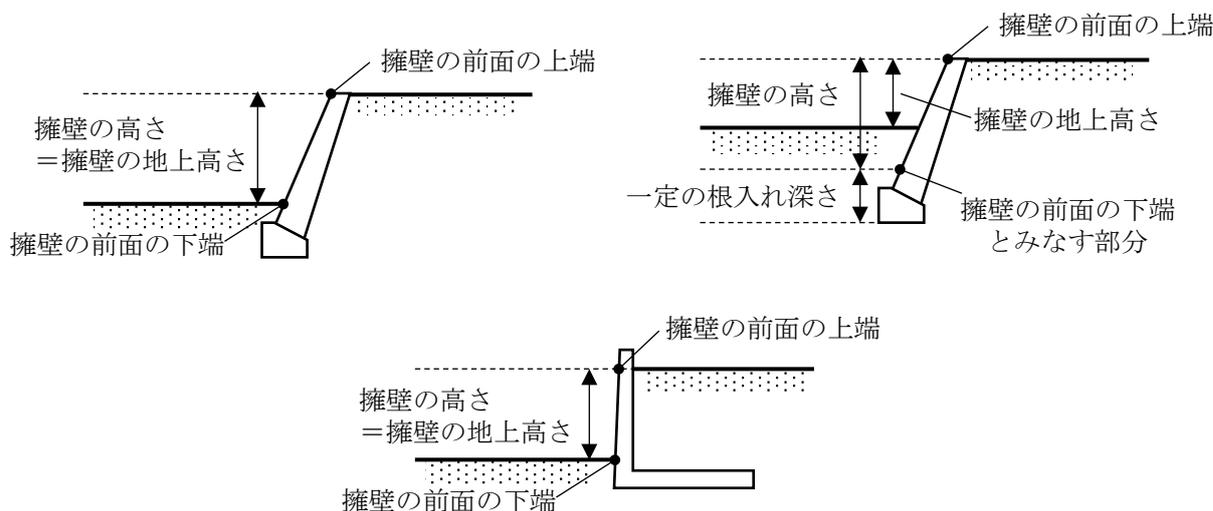


図：擁壁の勾配・擁壁の高さ

(18) 擁壁の地上高さ

擁壁の「地上高さ」とは、前号の擁壁の高さのうち、地上部分の高さをいうものと取り扱います。

※ 擁壁の基礎の根入れが深い場合は、擁壁の高さと擁壁の地上高さは異なりますので留意してください。



図：擁壁の地上高さ

(19) 擁壁

「擁壁」とは、崖面の崩壊を防止するために崖面を覆う施設（構造物）のことといいます。ただし、崖面崩壊防止施設、のり面保護工に係る構造物及び仮設構造物は、「擁壁」に該当しません。

具体的には、鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁、政令第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁、補強コンクリートブロック造の擁壁、補強土壁及び山留式擁壁等が、「擁壁」に該当しますが、政令及び市細則の規定により、設置する「擁壁」の構造には制限があります。

(20) 義務設置擁壁（政令第 6 条）

「義務設置擁壁」とは、「擁壁」のうち政令第 8 条第 1 項第 1 号により設置が義務付けられたもののことをいいます。

同号の規定により設置が義務付けられるのは、土地の形質の変更（第 3 章第 2 項を参照してください。）を行う部分のうち「盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖を生ずることとなるもの」、「切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの」又は「盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土」をする部分に限ります。

なお、「義務設置擁壁」は、同条第 2 号の規定により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造によるもの又は政令第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造とする必要があります。

(21) 任意設置擁壁

「任意設置擁壁」とは、「擁壁」のうち政令第 8 条第 1 項第 1 号により設置が義務付けられた部分以外に設置するものをいいます。

なお、横浜市では、任意設置擁壁であっても、宅地又は周辺が宅地である土地に設置する高さ 1 メートルを超える擁壁については、市細則第 30 条の規定により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造によるもの又は政令第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造とする必要があります。また、当該擁壁には、政令第 9 条から第 12 条又は第 17 条の規定を準用します。

(22) 崖面崩壊防止施設

「崖面崩壊防止施設」とは、崖面の崩壊を防止するために崖面を覆う施設（構造物）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものをいいます。擁壁及びのり面保護工に係る構造物

は、「崖面崩壊防止施設」に該当しません。

「崖面崩壊防止施設」は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有するものです。具体的な崖面崩壊防止施設の工種には、鋼製枠工、大型かご枠工及びジオテキスタイル補強土壁工があります。

(23) 土留

「土留」とは、地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑り等を防ぐため設置する構造物をいい、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー及びのり面保護工に係る構造物を含みます。擁壁、崖面崩壊防止施設及び仮設構造物は、「土留」には該当しません。

なお、親杭横矢板壁、鋼矢板壁及び鋼管矢板壁等の仮設構造物は、擁壁、崖面崩壊防止施設及び土留には該当せず、あくまで仮設であるため、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の完了時において崖面を覆う施設（構造物）として使用することはできません。

※ 急傾斜地崩壊防止施設は、自然崖（過去の盛土又は切土により生じた崖ではない崖をいいます。）を覆うのり面保護工に係る構造物（土留）として取り扱います。

表：崖面を覆う施設（構造物）の種類

崖面を覆う施設（構造物）の種類		具体的な施設（構造物）の例	
擁壁	義務設置擁壁	鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁及び政令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁（※その他のものは、ありません。）	
	任意設置擁壁	宅地又は周辺が宅地に設置する高さ1m超えのもの	義務設置擁壁の行に記載の擁壁（※その他のものは、ありません。）
		上記以外のもの	義務設置擁壁の行に記載の擁壁、補強コンクリートブロック造の擁壁、補強土壁及び山留式擁壁
崖面崩壊防止施設		鋼製枠工、大型かご枠工及びジオテキスタイル補強土壁工	
土留		地滑り抑止杭、グラウンドアンカー及びのり面保護工に係る構造物	
仮設構造物		親杭横矢板壁、鋼矢板壁及び鋼管矢板壁	

(24) のり面保護工

「のり面保護工」とは、崖面その他の地表面を擁壁及び崖面崩壊防止施設で覆わない場合に、その崖面が風化及び侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化及び構造物等により、のり面を保護する工事のことをいいます。

(25) 盛土・切土

「盛土」又は「切土」とは、土砂又は岩石を盛土又は切土することをいい、政令第3条各号に掲げる（土地の形質の変更に該当する）盛土又は切土のみではなく、その規模によらず全ての盛土又は切土をいいます。

(26) 土石の積重ね

「土石の積重ね」とは、土砂又は岩石を積み重ねることをいい、政令第4条各号に掲げる土石の堆積のみではなく、その規模によらず全ての土石の積み重ねることをいいます。

なお、法では、この「土石の積重ね」のことも「土石の堆積」と表現されていますが、政令第4条各号に掲げるものに該当するものと該当しないものを含むものとの区別が分かりにくいいため、この手引では、「土石の堆積」と「土石の積重ね」を区別しています。

(27) 工事施行区域（市細則第2条第1号）

「工事施行区域」とは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行する土地のことをいいます。具体的な取扱いは、第2項を参照してください。

なお、次に掲げる土地とは、「工事施行区域」のことをいうものと取り扱います。

- ア 法第12条第1項の許可、法第15条第1項の規定による協議（法第16条第3項において準用する場合を含みます。）又は法第16条第1項の許可に係る土地
- イ 法第11条に規定する住民への周知に係る「宅地造成等に関する工事の施行に係る土地」
- エ 法第12条第2項第4号に規定する同意に係る「宅地造成等に関する工事をしようとする土地」

(28) 保全対象（市細則第2条第5号）

「保全対象」とは、建築物、建築物の敷地、建築基準法第42条に規定する道路、公園その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものをいいます。

また、その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものとは、その他不特定多数の自由利用に供する土地とします。

(29) 工事の着手

工事に着手するとは、請負契約の締結又はそれに基づく労働者の雇入れ若しくは資材の購入等の段取りではなく、次のア又はイに掲げる行為をすることいいます。

ア 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の場合

- (ア) 根切り工事（山留工事を含みます。）
- (イ) 杭打ち工事
- (ウ) 地盤改良工事
- (エ) 土石の搬入出
- (オ) 木竹の伐根

イ 土石の堆積に関する工事の場合

- (ア) 土石の積重ね
- (イ) 地盤の掘削工事その他の積重ねる土石が発生する工事
- (ウ) 土石の搬入出
- (エ) 法第13条第1項の技術的基準に適合させるために行なう工事その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じるための工事
- (オ) 地盤改良工事

2 工事施行区域の取扱い（市細則第2条第1号）（審査基準）

「工事施行区域」については、次の各号のとおり取り扱います。この取扱いは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法の許可を受ける場合だけでなく、法の規制対象又は許可対象か判断する場合にも適用します。

なお、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（市街化区域内における500平方メートル未満の開発行為を含みます。）に該当する場合にあつては、都市計画法第4条第13項に規定する開発区域の取扱いにも留意してください。

また、建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受ける場合は、当該道路の位置の指定の申請に係る開発区域と、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域は同一とするものとします。

※ 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、原則として、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当します。例えば、市街化区域内における建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為であつて、開発区域が500平方メートルを超える場合は、都市計画法の開発許可を受ける必要があります（開発許可を受けた

場合は、法の規定により法の許可を受けたものとみなされるため、別途法の許可を受ける必要はありません。開発行為及び開発区域の取扱いについては、「都市計画法による開発許可の手引」を参照してください。

(1) 宅地造成又は特定盛土等（盛土又は切土）に関する工事の場合の工事施行区域に含まれる土地の取扱い

宅地造成又は特定盛土等（法の規制対象か判断する場合にあっては、盛土又は切土。以下この項において同じ。）に関する工事の場合の「工事施行区域」とは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る土地をいい、次のアからコに掲げる土地を含みます。

ア 盛土又は切土を行う土地及び盛土又は切土をするために必要な土地

※ 造成工事の施行のための根切り（切土）をする土地、土石の堆積をする土地及び仮設構造物を設置する土地は、原則として工事施行区域に含むこととします。ただし、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了時に従前の土地の状況に原状回復（従前の土地の状況よりも崖崩れ及び土砂の流出による災害の発生のおそれが高くないものに限る。）を行う部分の土地（親杭横矢板又は鋼矢板その他の仮設構造物による山留めを設置する土地を除く。）は、工事施行区域に含まないことができることとします。

イ 予定する建築物、特定工作物その他の工作物の敷地

ウ イの建築物、特定工作物その他の工作物のための駐車場その他イの敷地と一体的に利用する土地

※ ごみ収集場や駐輪場等の用に供する土地が該当します。

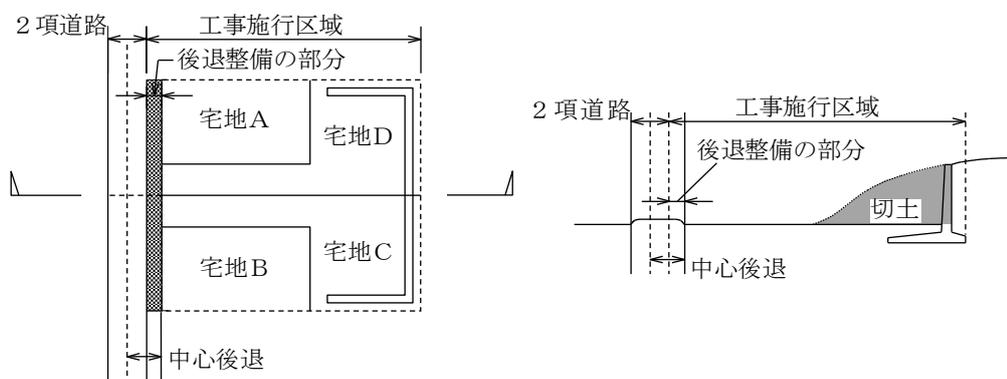
エ 盛土又は切土によりイ以外の用に供することを予定する土地

※ 田、畑、緑地、墓地又は月極駐車場の用に供する土地等が該当します。

オ 建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする土地

※ 道路保護用地及び道路の避難通路を含みます。

カ 建築基準法第42条第2項に規定する道路に係る後退整備を行う土地



キ 公益用地

ク 現に盛土又は切土が行われている土地

※ 従前の建築物、擁壁その他工作物の除却に伴い既に盛土又は切土がされた場合（当該盛土又は切土に係る工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第1項の検査済証の交付を受けている場合又は当該盛土又は切土が法の規制対象外である場合を除きます。）は、当該盛土又は切土がされた土地は、工事施行区域に含まれます。

ケ 造成協力地（造成工事を行う必要が生じた土地又は造成工事を行うことが望ましい土地で、かつ、当該土地の所有者と工事施行区域内の当該土地以外の土地の所有者が異なる土地をいいます。以下同じ。）

コ 排水施設及びその設置に伴う工事のために必要とされる土地

(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の工事施行区域に含まないことができる土地の取扱い

次の各号に掲げる部分の土地は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域に含まないことができる土地と取り扱います。

ア 公共下水道に新たに設置する排水施設を接続するために、下水道法第 16 条（公共下水道管理者以外の者の行う工事）に規定する承認を受けて行われる工事の部分（道路その他の公共施設の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。）

※ この場合の道路には、建築基準法第 42 条に規定する道路を含むこととします。（ウにおいても同様です。）

イ 公共下水道以外の既存の排水施設に、新たに設置する排水施設を接続するために行われる工事の部分（道路その他の公共の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。）

(3) 歩道状空地又は自由利用空地の整備を目的とした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域の取扱い

第 1 号の取扱いにかかわらず、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する歩道状空地又は自由利用空地を整備する場合の工事施行区域は、次のとおり取り扱います。

※ 歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴い法の許可が必要となる場合は、都市計画法の開発許可が不要であるときです。

ア 歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がない場合

歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に、開発事業区域（同条例第 2 条第 6 号に規定する開発事業区域をいいます。イにおいても同様です。）に盛土又は切土がない場合は、歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴い宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行する部分の土地（第 1 号のア、ケ及びコに掲げる土地）を工事施行区域とするものと取り扱います。（予定する建築物の敷地全体を工事施行区域とする必要はありません。）

なお、この場合においても、第 2 号の取扱いは適用します。

イ 歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がある場合

歩道状空地又は自由利用空地の整備に伴う盛土又は切土以外に、開発事業区域に盛土又は切土がある場合は、工事施行区域は第 1 号及び第 2 号のとおりとします。（予定する建築物の敷地全体を工事施行区域とする必要があります。）

(4) 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に係る後退整備を目的とした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域の取扱い

第 1 号の規定にかかわらず、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路（以下この号において「道路」といいます。）に係る後退整備（以下この号において「後退整備」といいます。）に伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次のア又はイに掲げるいずれかのものに該当する場合には、後退整備に伴い宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行する部分の土地（第 1 号のア、ケ及びコに掲げる土地）を工事施行区域とするものと取り扱います。（予定する建築物の敷地全体を工事施行区域とする必要はありません。）

なお、この場合においても、第 2 号の取扱いは適用します。

ア 予定する建築物の敷地が高い場合に切土をして後退整備を行うものであって、次に掲げる全てに該当するもの

(ア) 切土により生ずる崖面を擁壁で覆う場合であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

a 擁壁の下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいいます。以下 b においても同様です。）の位置が、道路の中心線から水平距離で 2 メートルの位置であるもの

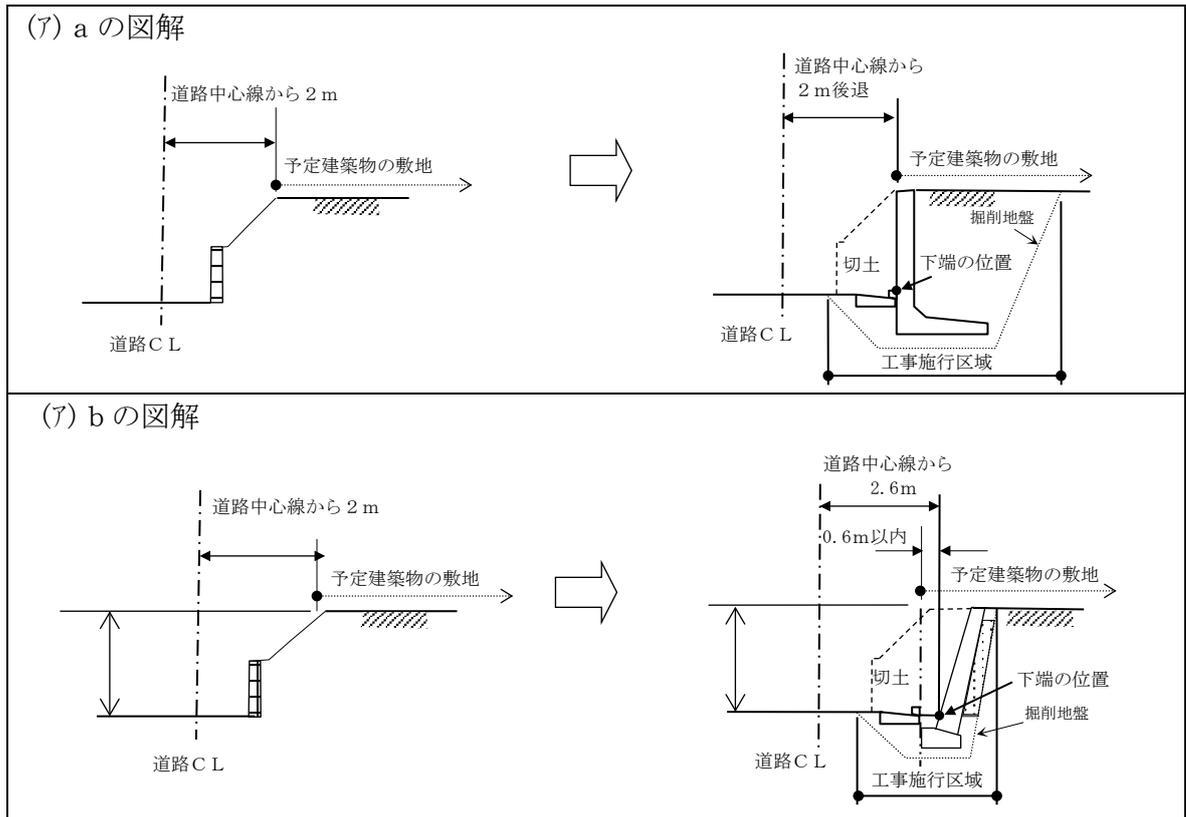
- b 擁壁の底版又は基礎が道路内（道路の中心線から水平距離2メートル以内の範囲）に突出しないようにする場合であって、当該擁壁の下端の位置が、道路の中心線から水平距離で2.6メートル以内の位置であるもの

※ 切土により生ずる崖面を擁壁で覆わない場合及び切土により崖面が生じない場合は、このアの規定に該当しません。

- (イ) 後退整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がないもの

- (ウ) 切土により生ずる崖面を覆う擁壁の背面の地盤面に盛土又は切土がないもの

※ 土羽付きの間知石練積み造擁壁の場合（切土をして当該土羽（のり面）を形成する場合は、(ウ)に該当しません。



イ 予定する建築物の敷地が低い場合に盛土又は切土をして後退整備を行うものであって、次に掲げる全てに該当するもの

- (ア) 盛土又は切土により生ずる崖面を擁壁で覆う場合であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

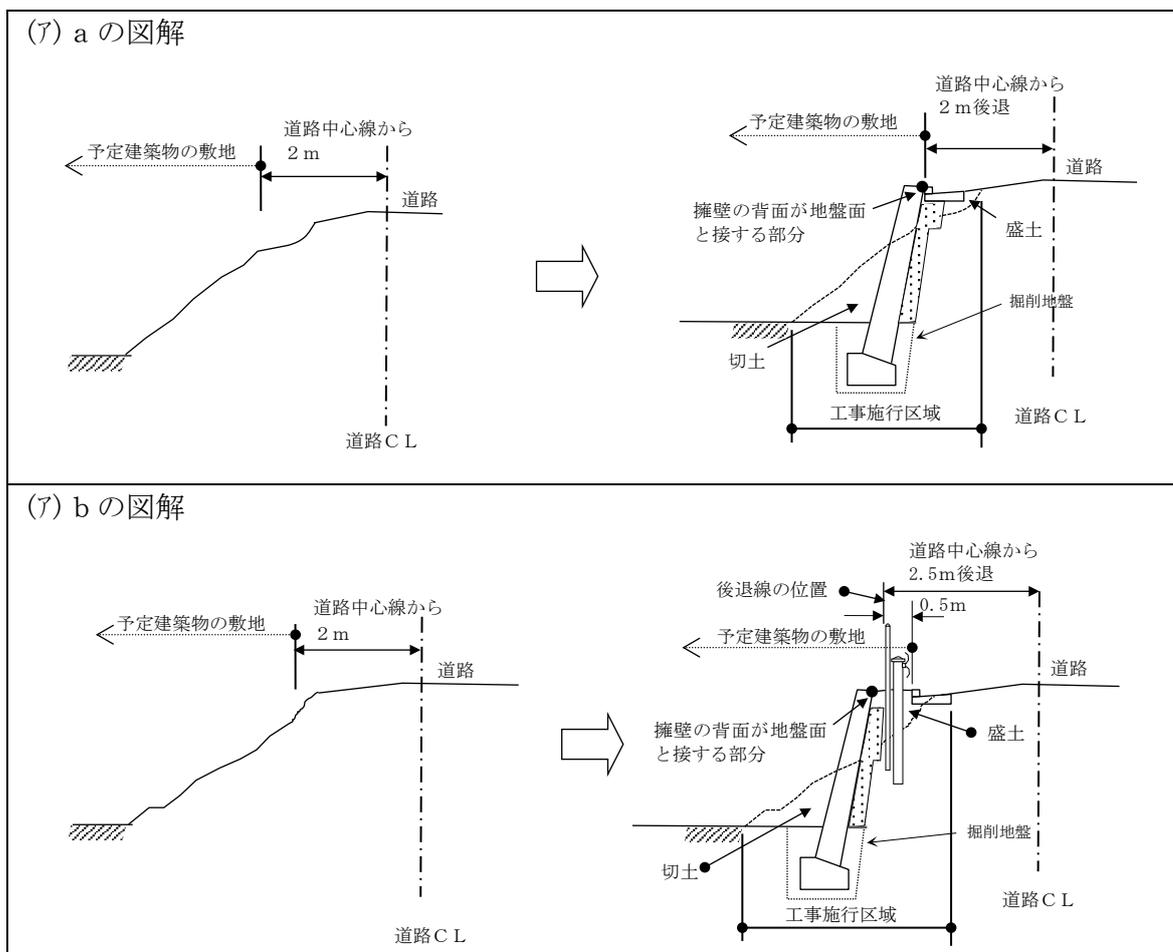
- a 擁壁の背面が地盤面と接する部分の位置が、道路の中心線から水平距離で2メートルの位置であるもの

- b 擁壁の背面に転落を防止するために防護柵を設置する空地を設ける場合であって、擁壁の背面が地盤面と接する部分の位置が、道路の中心線から水平距離で2.5メートルの位置であるもの

※ 切土により生ずる崖面を擁壁で覆わない場合又は盛土若しくは切土により崖面が生じない場合は、このイの規定は適用しません。

- (イ) 擁壁の背面が接する地盤面の標高が、道路の地盤面の標高に合わせたものであるもの

- (ウ) 後退整備に伴う盛土又は切土以外に盛土又は切土がないもの



(5) 現に土地利用がなされている土地において擁壁を設置することを目的とした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域の取扱い

第1号の規定にかかわらず、現に建築物の敷地又は駐車場等の土地利用がなされている土地において、建築物の建替えその他の土地利用の内容の変更を伴わず擁壁の設置をする場合は、当該擁壁の設置に伴い宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行する部分の土地（第1号のア、ケ及びコに掲げる土地）を工事施行区域とするものと取り扱います。（土地利用している土地の全体を工事施行区域とする必要はありません。）

なお、この場合においても、第2号の取扱いは適用します。

(6) 複数の宅地造成又は特定盛土等に関する工事等に一連性がある場合の工事施行区域の取扱い

複数の宅地造成又は特定盛土等に関する工事又は盛土若しくは切土を伴う工事（以下この号において「宅地造成に関する工事等」といいます。）の一部又は全部に一連性がある場合（第2号の規定により工事施行区域に含まない土地の部分又は公共施設用地において一連性がある場合を含む。）は、当該複数の宅地造成に関する工事等は一体のものとしてみなし、当該複数の宅地造成に関する工事等を施行する土地全体を工事施行区域と取り扱います。ただし、次の各号に掲げる場合に該当する宅地造成に関する工事等に係る工事施行区域を除きます。

※ 一連性とは、複数の宅地造成又は特定盛土等に関する工事が、計画的、構造的又は工事の施行方法が一体的なものとして捉えられることをいいます。

※ 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合の一連性の取扱いは、「都市計画法による開発許可の手引」を参照してください。

ア 法の許可を受ける必要がある宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、法第17条第2項に規定する検査済証が交付されている場合（旧宅地造成等規制法第8条第1項に規定する許

可を受けている造成工事にあつては、同法第 13 条第 2 項に規定する検査済証が交付されている場合)

- イ 建築物の建築と併せて施行する盛土又は切土を伴う工事にあつては、当該建築物に係る建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項、第 18 条第 22 項又は同条第 26 項の規定による検査済証が交付されている場合

(7) 土石の堆積（土石の積重ね）に関する工事の場合の工事施行区域に含まれる土地の取扱い

土石の堆積（法の規制対象か判断する場合にあつては、土石の積重ね。以下この項において同じ。）に関する工事の場合の「工事施行区域」とは、土石の堆積に関する工事に係る土地をいい、次のアからキに掲げる土地を含みます。

ア 土石の積重ねを行う土地

- イ 政令第 19 条の規定による措置その他の土石の積重ねをするための措置を講じる土地及び当該措置を講じるために必要な土地

※ イに掲げる土地とは、積重ねる土石の周辺の空地、柵を設置する土地、立入りを禁止する旨の表示を掲げる土地、地盤改良をする土地、側溝、調整池その他の排水施設を設置する土地、鋼矢板又は構造その他の構造物に係る工事を施行する土地等のことをいいます。

ウ 土石の積重ねに係る盛土又は切土を行う土地及び盛土又は切土をするために必要な土地

※ 土石の積重ねを行う土地の勾配を 10 分の 1 以下にするための盛土又は切土をする土地や、土石の搬入路を築造するための盛土又は切土等が該当します。

なお、当該盛土又は切土が、宅地造成又は特定盛土等に該当する場合の取扱いについては、第 3 章第 9 項第 2 号を参照してください。

エ 積重ねる土石を搬入出するために必要な土地

※ 土石を搬入出する道路法又は建築基準法による道路の境界線から、土石の積重ねをする土地の間の土地で、土石の搬入出するために必要な土地（土石の搬入出に必要な幅員を有するもの。）のことをいいます。

オ 土石の積重ねのための建築物の敷地に係る土地又はその他の工作物を設置する土地

※ スtockヤードの管理事務所として使用する建築物を建築する場合は、当該建築物の敷地は、工事施行区域に含むこととします。

カ 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に係る後退整備を行う土地

キ その他土石の積重ねを行うための必要な土地及び土石の積重ねを行う土地と一体的に利用される土地

(8) 土石の堆積に関する工事の場合の工事施行区域に含まないことができる土地の取扱い

次の各号に掲げる部分の土地は、土石の堆積に関する工事に係る工事施行区域に含まないことができる土地と取り扱います。

ア 公共下水道に新たに設置する排水施設を接続するために、下水道法第 16 条（公共下水道管理者以外の者の行う工事）に規定する承認を受けて行われる工事の部分（道路その他の公共施設の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。）

※ この場合の道路には、建築基準法第 42 条に規定する道路を含むこととします。（ウにおいても同様です。）

イ 公共下水道以外の既存の排水施設に、新たに設置する排水施設を接続するために行われる工事の部分（道路その他の公共の用に供する土地の部分に限り、予定建築物等の敷地又は排水施設用地を除く。）

(9) 複数の土石の堆積に関する工事等に一連性がある場合の工事施行区域の取扱い

複数の土石の堆積に関する工事又は土石の積重ねをする工事（以下この号において「土石の堆積に関する工事等」といいます。）の一部又は全部に一連性がある場合（第8号の規定により工事施行区域に含まない土地の部分又は公共施設用地において一連性がある場合を含む。）は、当該複数の土石の堆積に関する工事等は、一体のものとみなし、当該複数の土石の堆積に関する工事等を施行する土地全体を工事施行区域と取り扱います。

なお、一連性とは、複数の土石の堆積に関する工事が、計画的、構造的又は工事の施行方法が一体的なものとして捉えられることをいいます。

3 土石の堆積に関する工事の工事主及び工事施行者の取扱い（法第2条第7号及び第8号）（審査基準）

土石の堆積に関する工事の工事主又は工事施行者に該当する者は、次の各号に掲げる場合に応じて、各号に定めるとおりと取り扱います。

※ この取扱いに定めがない場合については、具体の状況により個別に判断します。

※ 土石の堆積に関する工事は、大きく分けて、土石の堆積を開始する前に行なう工事、土石を堆積する工事、堆積した土石等を除却する工事があり、それぞれ工事施行者を分けることは可能です。詳しくは、手続編第2章第4項を参照してください。

(1) スtockヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第3条の登録を受けて行う土石の堆積の場合

工事主は、Stockヤード運営事業者とします。また、工事施行者は、Stockヤードにおける土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者としてします。

※ 「自らその工事をする者」とは、単なる工事従事者ではなく、労務者等を雇用して工事を行う場合は、雇用主である者が「自らその工事をする者」に該当します。以下この項において同様です。

(2) 土石の堆積を行う土地において土石の売買を継続的に、又は反復して行うために行なう土石の堆積の場合

工事主は、土石の売買を行う者としてします。また、工事施行者は、売買する土石に係る土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者としてします。

(3) 建設業を営む者が請け負う工事において使用又は発生する土石を保管するための土石の堆積

工事主は、当該建設業を営む者としてします。工事施行者は、保管する土石に係る土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者としてします。

(4) 土石が発生する工事（建築工事等）の工事主が、自ら土石の堆積を行う場合

当該土石の堆積の工事主及び工事施行者は、当該土石が発生する工事（建築工事等）の工事主としてします。

(5) 土石を処分しようとする者が、当該土石を堆積する土地（搬入先）を指定して当該処分を発注する場合

工事主は、土石の処分に係る請負契約の発注者です。また、工事施行者は、当該請負契約の請負人（当該土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者）としてします。

※ 第1号又は第2号に該当する場合は、第1号又は第2号の取扱いによります。

(6) 土石を処分しようとする者が、当該土石を堆積する土地（搬入先）を指定しないで当該処分を発注する場合（土石の処分を請け負う者が、当該土石を堆積する土地（搬入先）を指定して当該処分を発注する場合

工事主は、土石の処分の請負契約の請負人とします。また、工事施行者は、処分しようとする土石に係る土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

※ 土石の処分の請負契約の請負人が、自ら土石の堆積に関する工事を行う場合は、土石の処分の請負契約の請負人は、工事主及び工事施行者に該当します。

※ 第1号又は第2号に該当する場合は、第1号又は第2号の取扱いによります。

第3章 法の規制対象及び許可対象

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 (略)

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが一メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが一メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七

の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四 砂利採取法（昭和四十四年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 (略)

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、農業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【市細則】

(災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第13条 省令第8条第9号の規定による規則で別に定める値は、農地において行う高さ1メートル以下

の盛土で、当該盛土をする土地の全体が周辺の土地よりも低い場合に限り、1メートル（盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が1メートル未満の場合は、その標高差に30センチメートルを加えた値（当該値が1メートルを超える場合は、1メートル））とする。

1 法の規制対象及び許可対象の分類

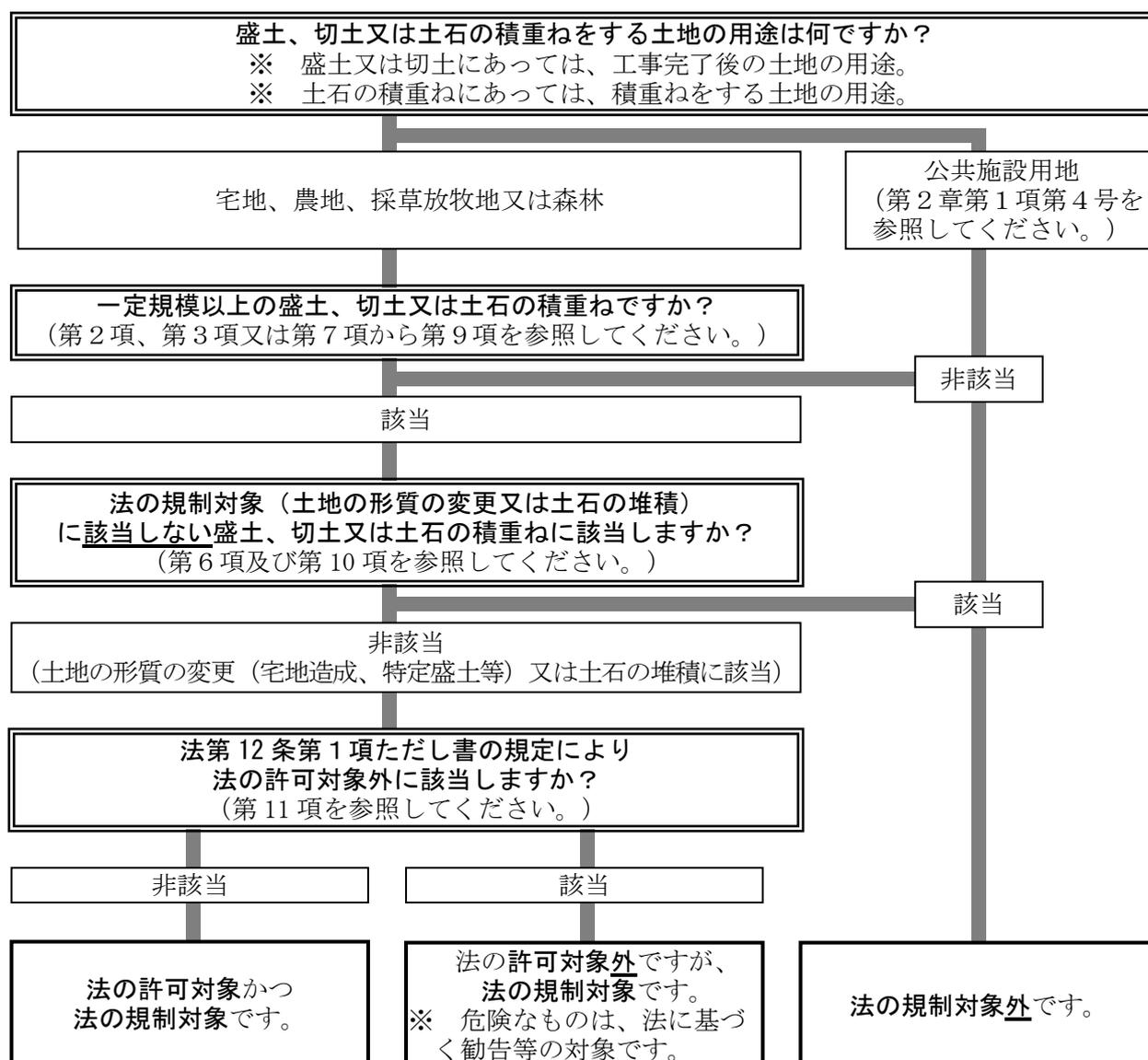
法では、宅地、農地、採草放牧地又は森林において、一定規模以上の盛土若しくは切土（「土地の形質の変更」といいます。）又は土石の積重ねをすることを「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」（以下この項において「宅地造成等」といいます。）と定義し、法の規制対象としています。

また、宅地造成等工事規制区域内（横浜市の場合は、市全域）において行われる宅地造成等（法の規制対象）に関する工事については、法第12条第1項の規定により、「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事」を除き、法の許可の対象です。

なお、法の許可対象外の場合は、法第13条第1項の技術的基準は適用されません。ただし、法の許可対象外であっても、法の規制対象の宅地造成等については、宅地造成等に伴う崖崩れ及び土砂の流出による災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持する努力義務があり、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められる場合は、法に基づく勧告又は命令等の対象となりますので、留意してください。

次の図は、上記の内容を図としてまとめたものです。

図：法の規制対象及び許可対象



2 法の規制対象である一定規模以上の盛土又は切土（土地の形質の変更）（政令第3条）

次の表に掲げる政令第3条各号に規定する盛土又は切土は、法の規制対象です。この盛土又は切土のことを、「土地の形質の変更」といいます。

なお、次の表に掲げる盛土又は切土であっても、「土地の形質の変更」とは取り扱わない場合があります。詳しくは、第6項を参照してください。

表：法の規制対象（土地の形質の変更）

付番	根拠規定	法の規制対象（土地の形質の変更）に該当する盛土又は切土	図
①	政令第3条第1号	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
②	政令第3条第2号	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
③	政令第3条第3号	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土 (①又は②に該当するものを除きます。)	
④	政令第3条第4号	盛土であって、高さが2メートルを超えるもの (①又は③に該当するものを除きます。)	
⑤	政令第3条第5号	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの（※） (①～④に該当するものを除きます。)	

※ 高さ30センチメートル以下の盛土又は切土をする土地の面積等については、法の規制対象の判断の際には、⑤の「盛土又は切土をする土地の面積」に算入しますが、法の許可対象の判断の際には算入しません。詳しくは、次の補足を参照してください。

【補足】

政令第3条第5号の土地の形質の変更に該当するが、法の許可対象外のもの（令第8条第9号に掲げる工事）の取扱い（審査基準）

1 省令第8条第9号に掲げる工事の取扱い

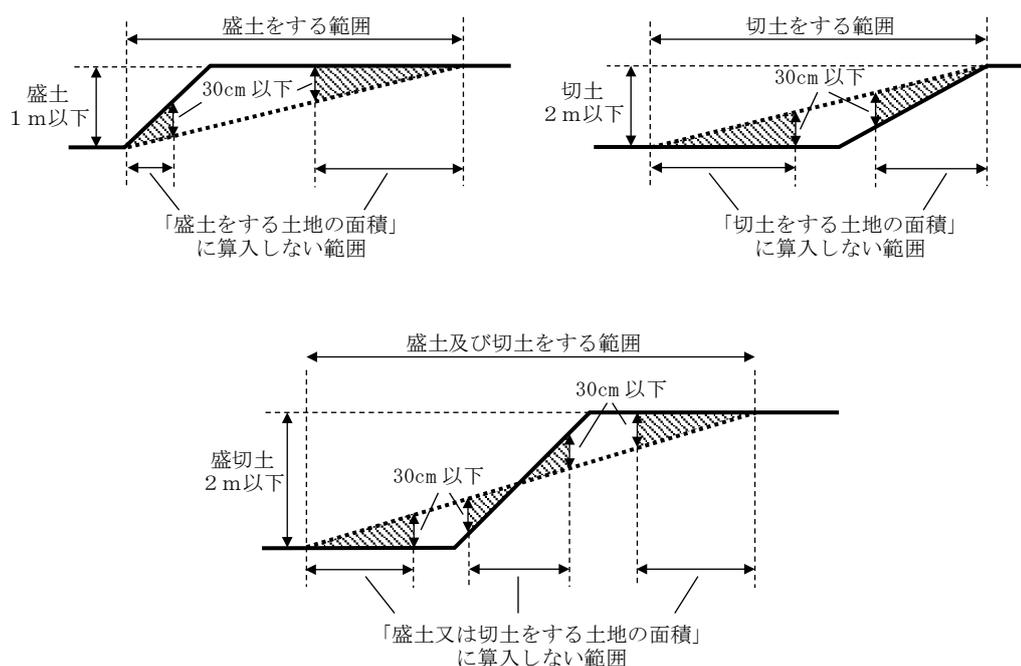
政令第3条第5号の土地の形質の変更（盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの）は、法の規制対象ですが、省令第8条第9号の規定により、高さが2メートル以下の盛土又は切土（一体の盛土又は切土のうち最も標高が低い部分と最も標高が高い部分の標高の差が2メートル以下の盛土又は切土をいう。）であって、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差（同一箇所での標高の差のことをいいます。以下この項において同じ。）が30センチメートルを超えない盛土又は切土は、政令第3条第5号の土地の形質の変更について法の許可対象外です。

そのため、政令第3条第5号の土地の形質の変更が法の許可対象に該当するかを判断する場合には、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入しないで、工事施行区域内の「盛土又は切土をする土地の面積」の合計が500平方メートルを超えるかにより判断します。ただし、盛土又は切土の高さが2メートルを超える場合（一体の盛土又は切土のうち最も標高が低い部分と最も標

高が高い部分の標高の差が2メートルを超える場合は、当該盛土又は切土をする土地の面積を算入して判断します。

なお、一体の盛土又は切土であって標高の差が30センチメートルを超える部分と30センチメートル以下の部分がある場合の「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をする土地の面積」とは、標高の差が30センチメートル以下の盛土又は切土をする部分の土地の面積と取り扱います。

※ これは、政令第3条第5号の土地の形質の変更について記載しているものです。この取扱いにより、政令第3条第5号の土地の形質の変更について法の許可対象外とされても、政令第3条第1号から第4号の土地の形質の変更に該当すれば、原則として法の許可対象（法の規制対象）ですので留意してください。

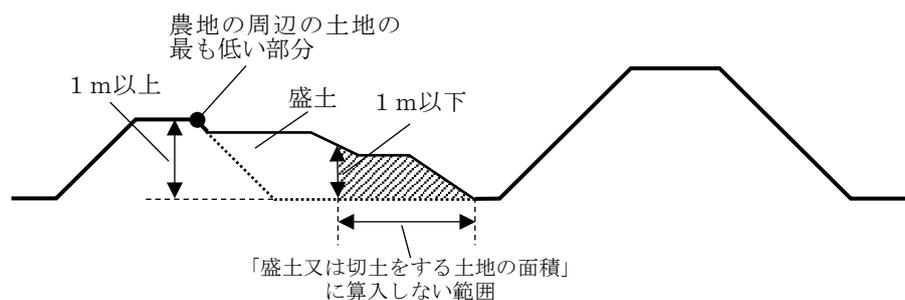


2 周辺よりも低い農地における盛土の場合の取扱い（市細則第13条）

第1項の場合に加えて、周辺が道路に囲まれた田など、周辺の土地よりも低い凹形状の農地（農地の全体が周辺の土地よりも低い場合に限ります。）における盛土が、次の各号に該当する場合は、政令第3条第5号の土地の形質の変更について法の許可対象外です。

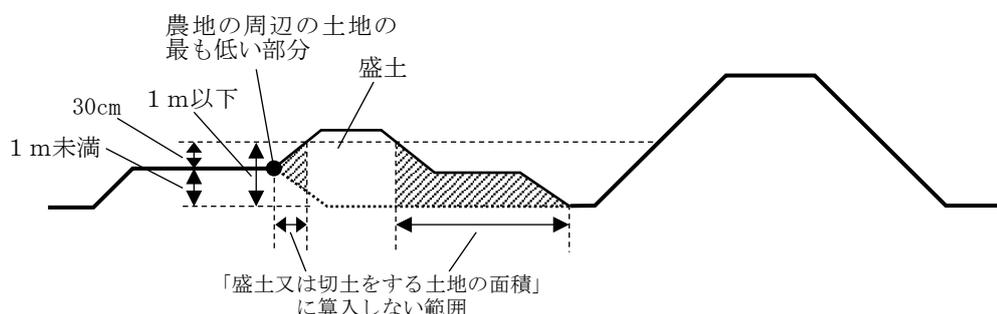
※ 盛土が政令第3条第1号、第3号又は第4号のいずれかの土地の形質の変更に該当する場合は、法の許可対象外とはなりません。

- (1) 盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が1メートル以上である場合における、当該農地への高さ1メートル以下の盛土



(1)の図解

- (2) 盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が1メートル未満である場合における、当該農地への当該標高差に30センチメートルを加えた高さ以下の盛土

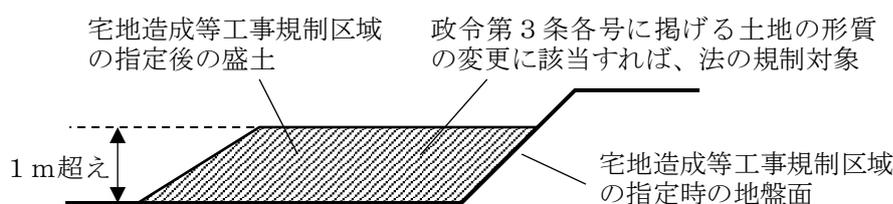


(2)の図解

そのため、政令第3条第5号の土地の形質の変更が法の許可対象に該当するかを判断する場合には、上記の各号の盛土をする土地の面積を算入しないで、工事施行区域内の「盛土又は切土をする土地の面積」の合計が500平方メートルを超えるかにより判断します。

3 複数回にわたって盛土又は切土をする場合の取扱い

複数回にわたって盛土又は切土をする場合において、宅地造成等工事規制区域の指定以後（指定以後に法第17条第2項の検査済証の交付又は都市計画法第36条第3項の公告を行っている場合は、当該検査済証又は公告の以後。以下この項において同じ。）に最初の盛土又は切土をする前の土地の地盤面から盛土又は切土後の地盤面の標高の差（同一箇所での標高の差のことをいいます。）が1メートルを超えるときは、法の規制対象外とはしないこととし、宅地造成等工事規制区域の指定以後の盛土又は切土が政令第3条各号に掲げるいずれかのものに該当すれば、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するものとして取り扱います。



3 「土地の形質の変更」に係る盛土及び切土の取扱い（審査基準）

(1) 盛土又は切土に該当するかの判断方法（政令第3条各号）

盛土及び切土が「土地の形質の変更」に該当するかは、従前の土地利用が行われていたとき（土地利用が行われていない土地にあつては、工事を施行する前）の地盤面（以下この号において「現況地盤面」といいます。）と工事の完了後の地盤面の標高を比較して判断し、工事の施行中の一時的な盛土及び切土によっては判断しません。

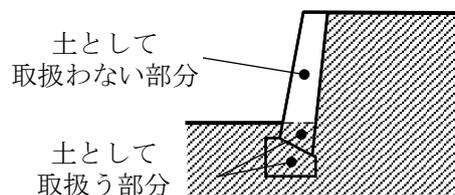
そのため、農地において一部の土を除却した後に表土を補充した場合で、その前後の地盤の標高に変更がないときは、「土地の形質の変更」に該当するか判断する盛土及び切土はないものと取り扱います。

なお、崖面を擁壁、建築物その他の工作物（以下この号において「擁壁等」といいます。）で覆われている場合又は覆う場合は、次の図のとおり当該擁壁等の部分（当該擁壁等の前面の下部が地盤面と接する部分より下方の部分を除く。）は、土とは取り扱いません。

また、アスファルト舗装、コンクリート舗装又は土間コンクリート等（以下この号において「舗

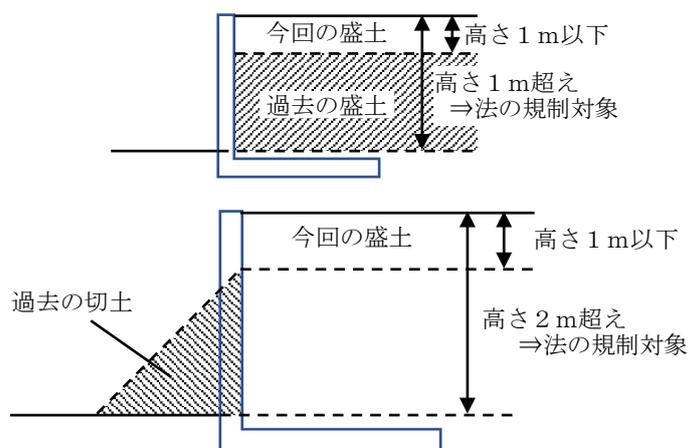
装等」といいます。)に使用するアスファルト混合物、コンクリート又はモルタルは、土に該当しないものと取り扱います。ただし、砕石(粒度調整砕石及びクラッシャーラン等を含む。)は、土に該当するものと取り扱います。

なお、現況地盤面に舗装等が施工されている場合は、舗装等の下の現況地盤面の標高を測量することが困難であるため、舗装等の表面を現況地盤面とすることができるものと取り扱います。



(2) 既存の擁壁の築造替え等の場合の過去の盛土又は切土の取扱い(政令第3条第1号から第3号)

過去に盛土又は切土をしたことにより生じた既存の崖面を覆っている既存の擁壁(鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁及び政令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁以外の補強コンクリートブロック擁壁等の擁壁を含みます。)、建築物その他の工作物を除却して、当該崖面を新たに設置する擁壁により覆う場合は、新たに作る盛土又は切土だけではなく、過去の盛土又は切土を含めた盛土又は切土(新たな盛土又は切土がない場合にあつては、過去の盛土又は切土)が、政令第3条第1号から第3号に掲げる盛土又は切土のいずれかに該当する場合は、法の規制対象(土地の形質の変更)に該当するものと取り扱います。ただし、既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土は、土地の形質の変更として取り扱わない場合がありますので、詳しくは第6項第1号を参照してください。



なお、地下車庫の一部を残して擁壁とする場合など、崖面を覆っている建築物その他の工作物の一部を除却し、残存するものを擁壁とする場合は、新たな盛土又は切土はないものの、法又は建築基準法の規定に抵触する可能性があります。また、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれが高いときには、法に基づく勧告等の対象となる場合がありますので、十分に留意してください。

(3) 盛土又は切土をする土地の面積の取扱い（政令第3条第5号）

政令第3条第5号中の「盛土又は切土をする土地の面積」とは、工事施行区域（第2章第2項を参照してください。）内の盛土又は切土をする土地の面積の合計のことをいいます。

具体的な例は、次の図のとおりです。

図：盛土又は切土をする土地の面積の取扱い

計画	盛土又は切土をする土地の面積
	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域内の盛土及び切土の範囲： A B C D E F A B C D E F > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域内の切土の範囲：A B C D A B C D > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。 盛土の場合も同様です。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行区域内の盛土及び切土の範囲： A B E F + H G C D A B E F + H G C D > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。

4 法の規制対象である宅地造成又は特定盛土等（法の規制対象行為）の分類（法第2条第2号から第4号）（審査基準）

宅地造成等工事規制区域内（横浜市全域）の宅地、農地、採草放牧地又は森林において行う「土地の形質の変更」に該当する盛土又は切土は、法の規制対象に該当し、当該盛土又は切土を「宅地造成」又は「特定盛土等」といいます。

「宅地造成」又は「特定盛土等」のいずれに該当するかは、工事（土地の形質の変更）の前後の工事施行区域内の土地の用途によって次の表のとおり取り扱います。

なお、「土地の形質の変更」後の土地の用途が公共施設用地の場合の「土地の形質の変更」は、「宅地造成」及び「特定盛土等」のいずれにも該当せず、法の規制対象外です。（公共施設用地と公共施設用地以外にまたがる場合については、次項を参照してください。）

表：宅地造成又は特定盛土等（法の規制対象行為）の分類

		工事施行区域内の工事完了後 (土地の形質の変更後)の土地の用途			
		宅地のみ	宅地以外のみ	宅地+宅地以外	公共施設用地
工事施行区域内の工事完了前(土地の形質の変更後)の土地の用途	宅地のみ	特定盛土等	特定盛土等	特定盛土等	規制対象外
	宅地以外のみ	宅地造成	特定盛土等	宅地造成	規制対象外
	宅地+宅地以外	宅地造成	特定盛土等	宅地造成	規制対象外
	公共施設用地	宅地造成	特定盛土等	宅地造成	規制対象外

※ 「宅地以外」とは、農地、採草放牧地、森林又は公共施設用地のことをいいます。

5 盛土又は切土等が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合の取扱い（政令第3条）（審査基準）

盛土又は切土が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合は、公共施設用地以外の土地における盛土又は切土のみによって、法の規制対象（宅地造成又は特定盛土等）に該当するか判断するものと取り扱います。

また、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合は、公共施設用地における部分は、法の許可対象外と取り扱います。この場合において、許可に係る工事施行区域には、公共施設用地は含まないこととします（ただし、公共施設用地を占有して、宅地、農地、採草放牧地又は森林として利用する場合を除きます。）。

6 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない盛土又は切土（審査基準）

次の(1)から(8)に係る盛土又は切土は、土地の形質を維持する行為（盛土又は切土）であり、かつ、崖崩れ又は土砂の流出による災害の危険性を増大させないものであるため、政令第3条各号又はいずれかの号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものと取り扱います。

なお、次の表は、次の第1号から第8号をまとめたものです。

表：法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない盛土又は切土

土地の形質を維持する行為 (盛土又は切土)		政令第3条各号の土地の形質の変更のうち該当しないもの (○：該当しないもの)				
		政令第3条 第1号	政令第3条 第2号	政令第3条 第3号	政令第3条 第4号	政令第3条 第5号
		盛土 1 m超崖	切土 2 m超崖	盛切土 2 m超崖	盛土 2 m超	盛切土 500 m ² 超
(1)	既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(2)	通常の営農行為に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(3)	森林における維持管理に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(4)	崖面その他の地表面の保護に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(5)	災害が発生した場合の応急仮設工事に伴う盛土又は切土	○	○	○	○	○
(6)	建築工事に係る根切り（切土）	—	—	—	—	○
(7)	建築物を解体及び除却した後にする埋戻し（盛土）	—	—	—	○	○
(8)	建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土	○	○	○	○	—

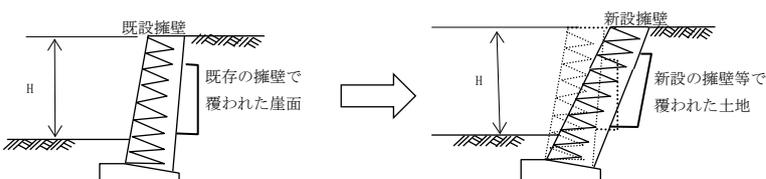
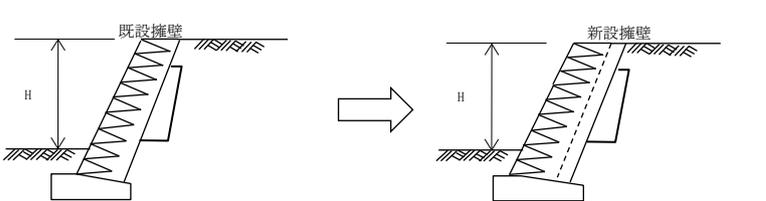
(1) 既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土（政令第3条各号）

ア 法の規制対象（土地の形質の変更）への該当に係る取扱い

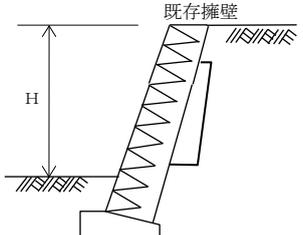
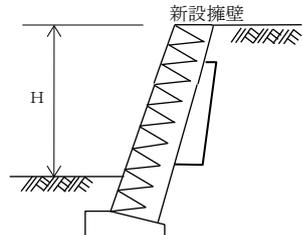
既存の擁壁の築造替えが次の(ア)から(エ)に掲げる全てのものに該当する場合は、当該擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土は、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものと取り扱います。ただし、新たに設置する擁壁が、盛土（過去の盛土を含む。）による高さが1メートルを超える崖を覆う擁壁の場合で、当該擁壁の高さが2メートル以下であるとき（当該擁壁について、建築基準法の工作物確認を受けないとき）は、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれがあることから、法の許可対象（土地の形質の変更）に該当するものと取り扱います。

- (ア) 既存擁壁が鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、間知石練積み造その他の練積み造による擁壁又は政令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造の擁壁であるもの
- (イ) 擁壁の高さが変更されないもの
- (ウ) 擁壁の前面の位置（下端の位置及び勾配）が変更されないもの
- (エ) 擁壁の上部又は下部の地盤面の形状が新たな盛土又は切土により変更されないもの

図：既存の擁壁の築造替えの例

既存の擁壁の築造替えの例	取扱い
<p>上記(ウ)に該当しない場合</p> 	<p>擁壁の前面の位置（下端の位置及び勾配）が変更されているため、盛土又は切土が政令第3条各号に掲げるもののいずれかに該当すれば、法の規制対象です。</p>
<p>上記(ア)から(エ)の全てに該当する場合</p> 	<p>盛土又は切土をする場合であっても、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しないと取扱います。ただし、新たに設置する擁壁が、盛土（過去の盛土を含む。）による高さが1メートルを超える崖を覆う擁壁の場合で、当該擁壁の高さが2メートル以下であるときを除きます。</p>

イ アの取扱いの具体的な判断事例

【判断欄判例】			
<p>○： 盛土又は切土は、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない。ただし、新たに設置する擁壁が、盛土（過去の盛土を含む。）による高さが1メートルを超える崖を覆う擁壁の場合で、当該擁壁の高さが2メートル以下であるときを除く。</p> <p>×： 盛土又は切土は、政令第3条各号に掲げるいずれかのものに該当すれば、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当する。</p>			
	工事の施行前（現況）	工事の完了後（計画）	判断
1			○

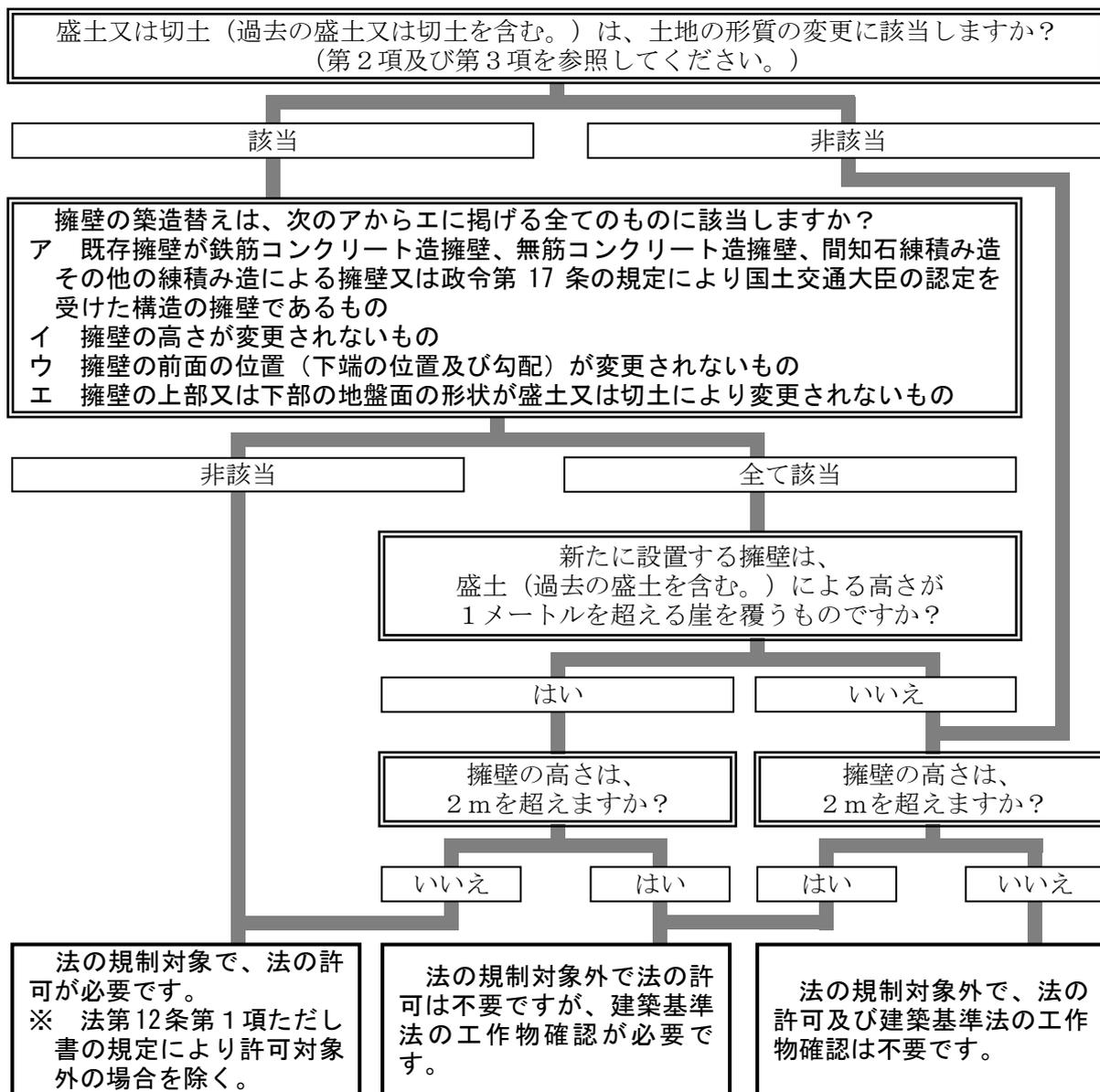
	工事の施行前（現況）	工事の完了後（計画）	判断
2			○
3			○
4			○
5			× ※ (ア)に該当しないため。(既存擁壁が補強コンクリートブロック造である。)
6			× ※ (ア)に該当しないため。(既存擁壁が補強コンクリートブロック造である。)
7			× ※ (イ)に該当しないため。(擁壁上部の地盤面が変更されている。)
8			× ※ (イ)に該当しないため。(擁壁下部の地盤面が変更されている。)

	工事の施行前（現況）	工事の完了後（計画）	判断
9			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(勾配)が変更されている。)</p>
10			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(下端)が変更されている。)</p>
11			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(下端及び勾配)が変更されている。)</p>
12			<p>×</p> <p>※ (ウ)に該当しないため。(擁壁の前面の位置(下端及び勾配)が変更されている。)</p>

ウ 既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土に係る判断方法

既存の擁壁の築造替えの場合は、上記アの取扱い及び3(2)の「既存の擁壁の築造替え等の場合の過去の盛土又は切土の取扱い」の規定を踏まえた、法の規制対象（土地の形質の変更）への該当、法の許可の要否及び建築基準法の工作物確認の要否の判断方法は、次の図のとおりです。

図：既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土に係る判断方法



(2) 通常の営農行為に伴う盛土又は切土（政令第3条各号）

農地において次のアに掲げる行為に伴う盛土又は切土は、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれが高い営農行為であることから、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものと取り扱います。

一方で、次のイに掲げる行為に伴う盛土又は切土は、通常の営農行為ではなく、規模の大きい盛土又は切土であるため、土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものとは取り扱いません。

なお、営農行為に伴う盛土又は切土が法の規制対象に該当するかは、営農行為に該当するかではなく、災害の発生のおそれが高いかにより判断するものです。

ア 通常の営農行為に該当するものとして取り扱うもの

(ア) 耕起、代かき、整地又は畝立

※ 耕起、代かき、整地又は畝立とは、平均的な地盤面を変更せず、土地の凹凸を均す、又は凹凸を設けるもので、新たな崖が生ずるようなもの、新たな地盤面が形成されるもの及び土

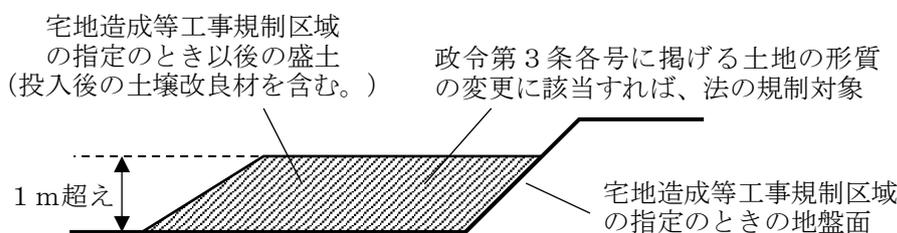
砂の搬入出を伴うものは、耕起、代かき、整地又は畝立に該当しません。

- (イ) 土砂を含まない土壌改良材（基肥及びたい肥等）（以下「土壌改良材」という。）の投入であって、その前後の土地の地盤面の標高の差（同一箇所での標高の差をいう。以下この(イ)において同じ。）が 30 センチメートルを超えないもの（ただし、土壌改良材の投入前と土壌改良材と表土を混合するための耕起後の土地の地盤面の標高の差が 60 センチメートルを超えないものに限る。）。

なお、複数回にわたって土壌改良材を投入する場合には、次のとおり取り扱います。

【複数回にわたって土壌改良材を補充する場合の取り扱い】

複数回にわたって土壌改良材の投入をする場合は、宅地造成等工事規制区域の指定のとき（指定以後に法第 17 条第 2 項の検査済証の交付又は都市計画法第 36 条第 3 項の公告を行っている場合は、当該検査済証又は公告のとき。以下この項において同じ。）の土地の地盤面と土壌改良材の投入後（投入後に土壌改良材と表土を混合するための耕起を行う場合は、耕起後。）の地盤面の標高の差が 1 メートルを超えるときは、法の規制対象外とはしないこととし、宅地造成等工事規制区域の指定のとき以後の盛土（投入後の土壌改良材を含みます。）が政令第 3 条各号に掲げる土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するものとして取り扱います。



- ※ 土壌改良材は、土砂に該当せず、土壌改良材の投入は、盛土又は土石の積重ねに該当しません。ただし、土壌改良材の投入後は、土砂と土壌改良材は一体的にその安全性を評価する必要があるため、投入後の土壌改良材は土砂（盛土）に該当するものと取り扱います。
- ※ 土壌改良材の投入後に当該土壌改良材と表土を混合するための耕起により、土壌改良材の投入前と当該耕起の後との土地の地盤面の標高の差が 60 センチメートルを超える場合は、法の規制対象と取り扱います。
- ※ 土壌改良材を投入するための切土（掘削）又は盛土（掘削した土砂による盛土）は、この「土壌改良材の投入」に含まれません。当該切土又は盛土が政令第 3 条各号の土地の形質の変更に該当する場合は、当該切土又は盛土は、法の規制対象です。

なお、この土地の形質の変更に該当するか判断する際には、土壌改良材の投入、土壌改良材を投入するための切土（掘削）又は盛土（掘削した土砂による盛土）をする前後の地盤面（土壌改良材の投入後は、当該土壌改良材も含めて地盤と取り扱います。）を比較して判断します。

- (ウ) けい畔の新設、補修又は除去
- (エ) 表土の補充又は入替えであって、その前後の土地の地盤面の標高の差（同一箇所での標高の差をいう。以下この(エ)において同じ。）が 30 センチメートルを超えないもの。



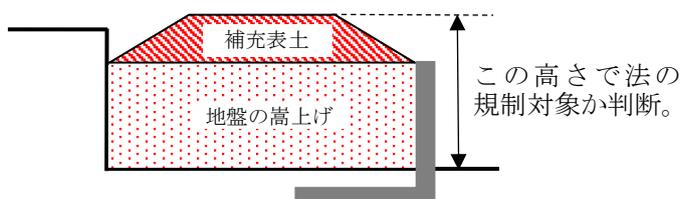
なお、表土の補充及び地盤の嵩上げを行う場合又は複数回にわたって表土を補充する（盛土をする）場合については、次のとおり取り扱います。

1 表土の補充及び地盤の嵩上げを行う場合の取扱い

- (1) 法の許可を得て地盤の嵩上げ（盛土）を行った後（当該許可に係る検査済証の交付を受けた後）に行う表土の補充（盛土）は、当該地盤の嵩上げとは別の行為（盛土）として取扱い、通常の営農行為に該当するものとします。

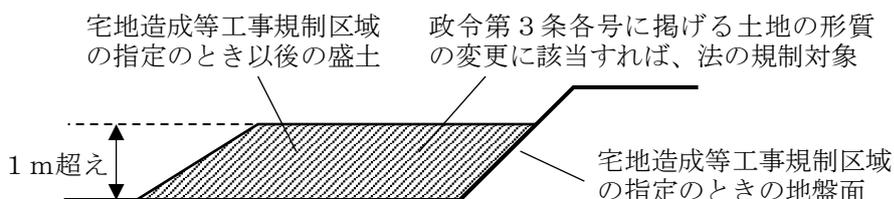


- (2) 地盤の嵩上げ及び表土の補充を同時に行う場合は、通常の営農行為に該当しないものと取扱います。この場合においては、嵩上げに係る盛土と補充する表土（盛土）の全体で、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するか判断します。



2 複数回にわたって表土を補充する（盛土をする）場合の取扱い

複数回にわたって表土を補充する（盛土をする）場合は、宅地造成等工事規制区域の指定のとき（指定以後に法第17条第2項の検査済証の交付又は都市計画法第36条第3項の公告を行っている場合は、当該検査済証又は公告のとき。以下この項において同じ。）の土地の地盤面と表土の補充（盛土）後の地盤面の標高の差が1メートルを超えるときは、法の規制対象外とはしないこととし、宅地造成等工事規制区域の指定のとき以後の表土（盛土）が政令第3条各号に掲げるいずれかのものに該当すれば、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するものとして取扱います。



※ 表土の入替えるために掘削した土砂による盛土は、この「表土の補充又は入替え」に含まれません。当該盛土が政令第3条各号の土地の形質の変更には該当する場合は、当該盛土は、法の規制対象です。

- (オ) 農業用暗きょ排水の新設又は改修
- (カ) 樹園地における樹木の改植

※ 改植の前後で、盛土又は切土により平均的な地盤面が変更され、新たな地盤面が形成される場合は、樹園地における樹木の改植に該当しません。当該切土又は盛土が政令第3条各号の土地の形質の変更には該当する場合は、当該切土又は盛土は、法の規制対象です。

- (キ) 荒廃農地の再生のために行う抜根及び整地

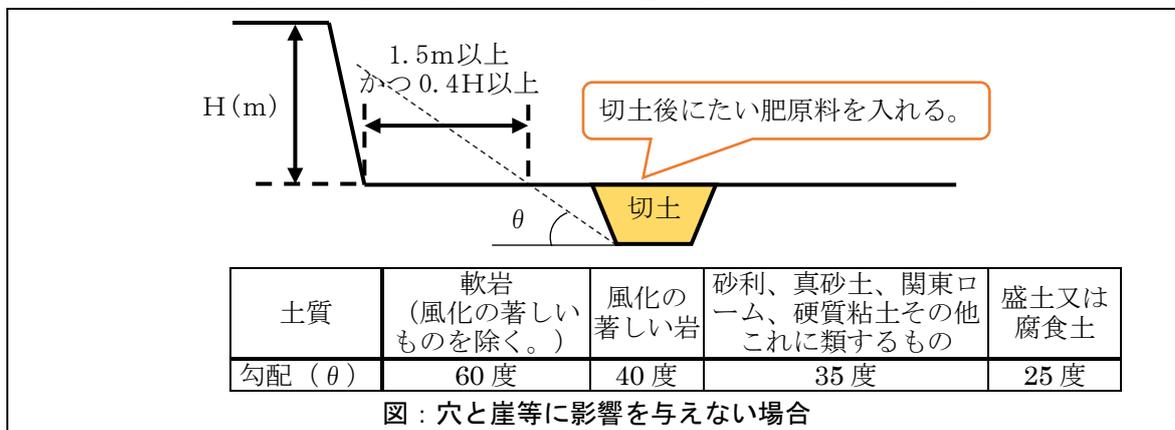
※ 整地とは、平均的な地盤面を変更せず、土地の凹凸を均すもので、新たな崖が生ずるようなもの、新たな地盤面が形成されるもの及び土砂の搬入出を伴うものは整地には該当しません。

- (ク) 農地（農道及び耕作道を含む。）の維持管理として行う崩壊したのり面の復旧（擁壁又は崖

面崩壊防止施設の設置を伴うものを除く。)

- (ケ) 農作物残渣（農作物の収穫時に発生する、茎葉や野菜くずなどの非収穫部をいう。）を主原料とするものたい肥化を目的とした穴の掘削。ただし、穴の位置が、周辺の付近の崖（擁壁等で覆われたものを含む。）、建築物その他の工作物に影響を与える場合は、土地の形質の変更（法の許可対象）に該当するものとして取り扱います。

なお、影響を与える場合とは、次の図の状況よりも掘削した穴との崖（擁壁等で覆われたものを含む。）、建築物その他の工作物との距離が近い場合のことをいいます。



イ 通常の営農行為に該当しないものとして取り扱うもの（政令第3条各号）

- (ア) ほ場の大区画化、均平又は勾配修正
- (イ) 田畑転換（ただし、周辺より低い土地における田畑転換は、法の規制対象ですが、法の許可を不要とする場合があります。詳しくは、第2項の補足の第2項を参照してください。）
- (ウ) 農道の整備
- (エ) 農業用施設用地の整備
- (オ) その他の新たな崖が生ずるようなもの、新たな地盤面が形成されるもの及び土砂の搬入出を伴うもの

(3) 森林における維持管理に伴う盛土又は切土（政令第3条各号）

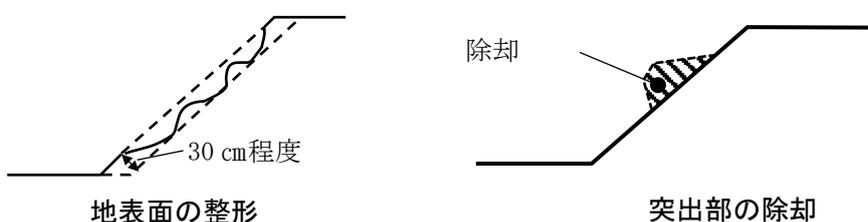
森林における通路その他の道（以下この号において「道」といいます。）において、落葉又は土砂の流出入等により変化した道の有効幅員を、元の有効幅員に原状回復するために行う盛土及び切土については、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれが高いことから、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものとして取り扱います。

ただし、原状回復を超える盛土又は切土をする場合及び擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の設置を伴う盛土又は切土をする場合を除きます。

(4) 崖面その他の地表面の保護に伴う盛土又は切土（政令第3条各号）

崖面その他の地表面を保護するために、のり面保護工を施行する場合において、当該のり面保護工の施行に必要な範囲で行う崖面その他の地表面の整形（厚さ 30 センチメートル程度）又は突出部の除却（盛土又は切土）は、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれを増大させるものではなく、それらの災害の発生を抑止するものであるため、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものとして取り扱います。

ただし、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の設置を伴う盛土又は切土をする場合を除きます。



(5) 災害が発生した場合の応急仮設工事に伴う盛土又は切土（政令第3条各号）

崖崩れ又は土砂の流出による災害が発生した箇所において、二次災害の防止又は応急的な原状回復を目的として行う応急仮設工事（土のう積み、崖の突出部の除却及び仮設の排水施設の設置等）は、更なる災害の発生のおそれを防止するため又は土地の形質を維持するためのものであるため、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものと取り扱います。ただし、次の場合を除きます。

- ア 擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合
- イ 災害の発生のおそれを高める盛土又は切土をする場合
- ウ 原状回復を超える盛土又は切土をする場合
- エ 応急仮設工事に伴う盛土又は切土をした後に、擁壁又は排水施設等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられないために、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれがある場合

※ 自然崖（過去の盛土又は切土により生じた崖ではない崖をいいます。）の崖崩れ又は土砂の流出による災害自体は、法に基づく勧告等の対象ではありませんが、応急仮設工事に伴う盛土又は切土が上記アからエのいずれかに該当し、かつ、当該盛土又は切土に伴う災害の発生の危険性が高い場合は、法に基づく勧告等の対象となることがあります。

(6) 建築工事に係る根切り（切土）（政令第3条第5号）

ア 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない場合

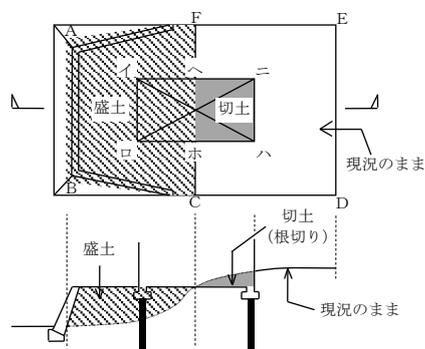
建築工事中において根切り（切土）をした部分のうち建築物の基礎とする部分は、土砂の流出による災害の発生のおそれが低いことから、当該部分の切土は、政令第3条第5号の土地の形質の変更（法の規制対象）には該当しないものと取り扱います。

そのため、当該部分の土地の面積は、政令第3条第5号の「盛土又は切土をする土地の面積」には算入しません。

ただし、建築物の外周の全てにおいて盛土又は切土をする場合（当該盛土又は切土の一部又は全部について、当該盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない場合を含みます。）は、建築物の基礎とする部分の根切（切土）は、この取扱いは適用せず、当該部分の切土は、「盛土又は切土をする土地の面積」に算入します。

また、建築物の基礎とする部分の下の盛土は、地下水等の侵入により、土砂の流出による災害の発生のおそれが切土よりも高いことから、政令第3条第5号の「盛土又は切土をする土地の面積」から除外しません。

イ 具体的な例



- ・ 工事施行区域内の盛土及び切土の範囲：
A B C F + ヘホハニ
- ・ 建築物の基礎とする部分の切土（根切り）の範囲：
ヘホハニ
- ・ A B C F > 500 m²の場合は、土地の形質の変更に該当します。

(7) 建築物を解体及び除却した後にする埋戻し（盛土）（政令第3条第4号及び第5号）

ア 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない場合

建築物を解体及び除却した後に、当該建築物の基礎があった範囲（凹形状の土地）において行う埋戻し（盛土）は、次の(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するときには、土砂の流出による災害の発生が低いことから、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該

当しないものと取り扱います。

この場合において、政令第3条第5号の土地の形質の変更については、埋戻し（盛土）を行う土地の面積は、同号の「盛土又は切土をする土地の面積」には算入しません。

なお、建築物を除却した後に、土砂の流出による災害を防止するために仮設の排水施設（仮調整池等）を設置する場合の盛土又は切土も、土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものと取り扱います。

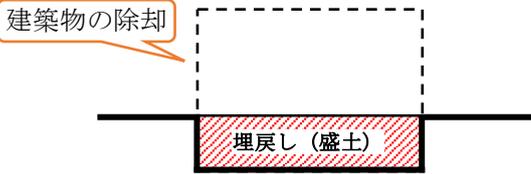
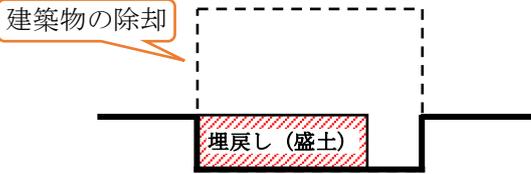
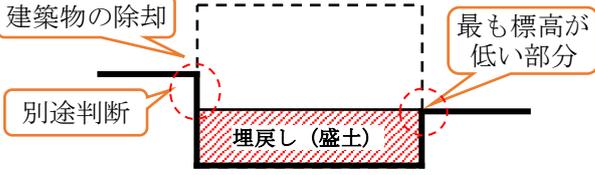
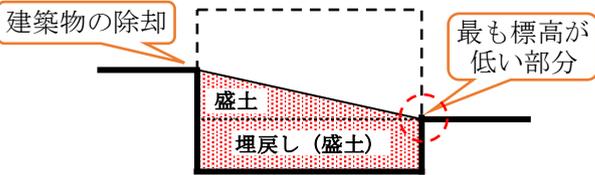
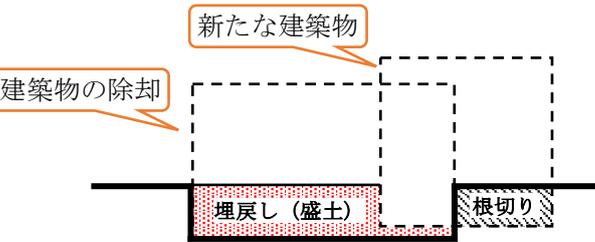
(ア) 建築物の基礎があった範囲が凹形状の土地であり、当該範囲の全て（新たな建築物の基礎とする部分を除く。）を埋戻し（盛土）する場合

※ 切土又は新たな建築物の建築等により、埋戻し（盛土）をする範囲が凹形状の土地でなくなる場合は、この取扱いは適用しません。

(イ) 建築物の基礎があった部分に接する土地のうち最も標高が低い部分より低い標高まで埋戻し（盛土）する場合

※ 建築物の基礎があった部分に接する土地のうち最も標高が低い部分より高く盛土する場合は、当該部分より下方の埋戻し（盛土）は、土地の形質の変更に該当しないとして取り扱いますが、上方の盛土は、政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。

イ 具体的な判断例

計画	判断
<p>【判断欄判例】</p> <p>○：上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当し、埋戻し（盛土）は、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更に該当しない。</p> <p>×：上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当せず、埋戻し（盛土）が政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象。</p> 	<p>○</p> <p>※ 上記(ア)かつ(イ)に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しません。</p>
	<p>×</p> <p>※ 上記(ア)に掲げる場合に該当しないため、盛土が政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。</p>
	<p>○</p> <p>※ 上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しません。ただし、図の左の建築物の除却によって生じた崖の部分における盛土又は切土は、別途、土地の形質の変更に該当するか判断します。</p>
	<p>×：上方の盛土 ○：下方の埋戻し（盛土）</p> <p>※ 左図の「最も標高が低い部分」より下方の埋戻し（盛土）は、上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しません。</p>
	<p>しかし、左図の「最も標高が低い部分」より上方の盛土は、上記(イ)の場合に該当しないため、政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。</p>
	<p>○</p> <p>※ 上記(ア)かつ(イ)に掲げる場合に該当するため、政令第3条第4号及び第5号の土地の形質の変更(法の規制対象)に該当しません。</p> <p>※ 新たな建築物の基礎とする部分を除き、建築物の基礎があった範囲の全てを埋戻し（盛土）するものであるため、(ア)の場合に該当します。</p>

計画	判断
	<p style="text-align: center;">×</p> <p>※ 新たな建築物の根切りにより、凹形状の土地への埋戻し（盛土）ではなく、上記(ア)に掲げる場合に該当しないため、盛土が政令第3条第1号又は第3号から第5号の土地の形質の変更に該当すれば、法の規制対象です。</p>
	<p>ただし、同条第1号から第4号については、土地の形質に該当しないと取り扱う場合がありますので、次号の「建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土」を参照してください。</p>

(8) 建築物で崖面を覆う場合の盛土又は切土（政令第3条第1号から第4号）（審査基準）

ア 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しない場合

盛土又は切土により生ずる崖の崖面を次の(ア)から(ウ)に掲げるものにより覆う場合は、建築基準法に基づく建築確認において当該建築物に係る構造計算（許容応力度計算によるもの。）について審査されるなど、崖崩れによる災害の発生のおそれが高いことから、当該盛土又は切土は、政令第3条第1号から第4号に掲げる土地の形質の変更（法の規制対象）には該当しないものと取扱います。

- (ア) 建築基準法第20条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物（ただし、同号ロに掲げる基準に適合する建築物を除く。）
- (イ) 上記(ア)に掲げる建築物以外の建築物の基礎のうち当該基礎の立下げ部分（当該部分を延長して設ける袖壁（その延長が1メートル以下のものに限る。）の部分を含みます。）
- (ウ) 地下車庫その他の鉄筋コンクリート造の建築物

この場合において、当該盛土又は切土が政令第3条第5号に掲げる土地の形質の変更に該当するとき、又は当該盛土又は切土以外の盛土又は切土が政令第3条各号に掲げるいずれかの土地の形質の変更に該当する場合は、法の規制対象です。

イ 法の規制対象（土地の形質の変更）に該当する場合

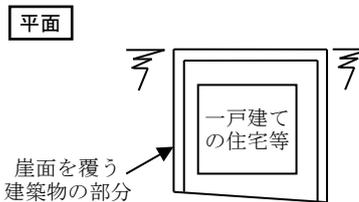
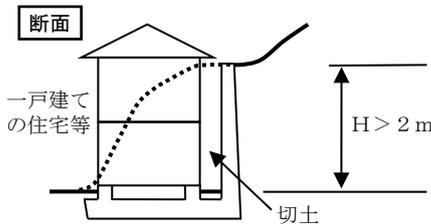
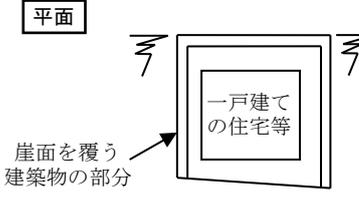
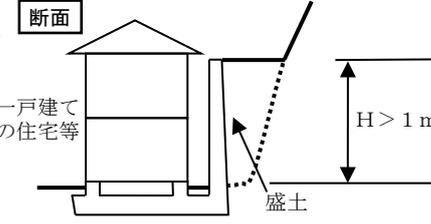
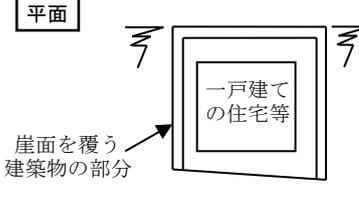
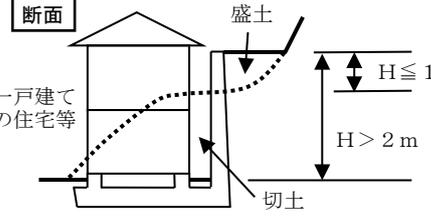
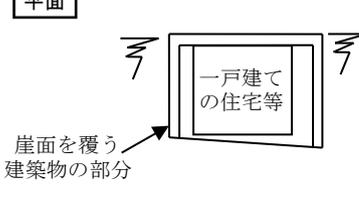
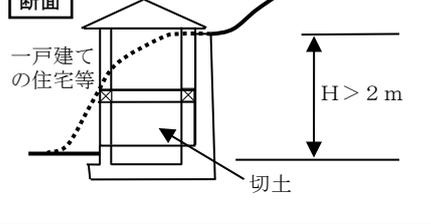
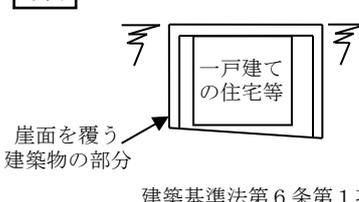
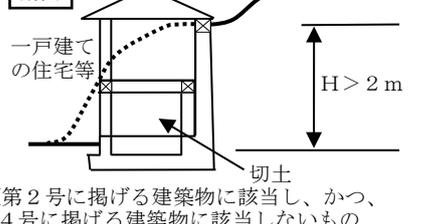
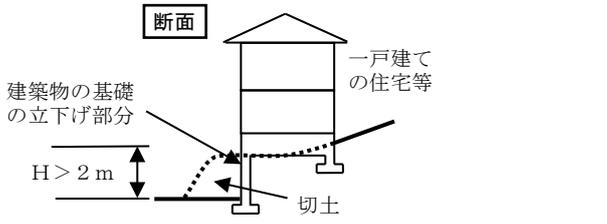
盛土又は切土により生ずる崖の崖面を、2階建て以下かつ延べ面積300平方メートル以下の一戸建ての住宅の木造建築物等の基礎のうち当該基礎の立上げ部分で覆う場合など、上記アの(ア)から(エ)に掲げるもの以外の建築物又は建築物の部分により覆う場合は、法の規制対象外とは取り扱いません。そのため、この場合において、当該盛土又は切土が政令第3条第1号から第3号に掲げるいずれかのものに該当する場合は、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当します。

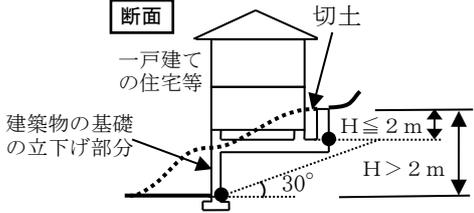
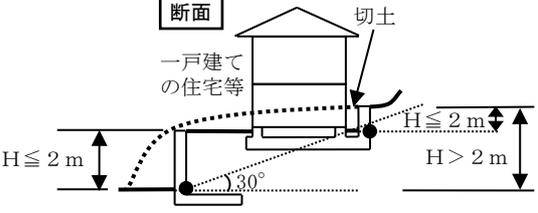
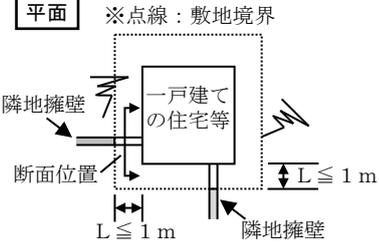
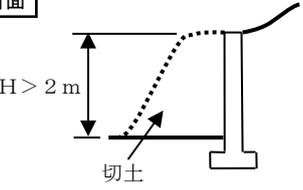
法の規制対象に該当する場合は、崖を覆う部分は、政令第8条第1項第1号の規定により擁壁とする必要があるため、擁壁かつ建築物として取り扱います。

ウ 具体的な判断例

盛土又は切土により生ずる崖の崖面を建築物で覆う場合において、法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しているかの具体的な判断例は、次のとおりです。

図：建築物で崖面を覆う場合の法の規制対象（土地の形質の変更）の判断例

【判断欄凡例】		
○：法の規制対象（土地の形質の変更）に該当するもの		
×：法の規制対象（土地の形質の変更）に該当しないもの		
計画	判断	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	○	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>盛土</p> <p>$H > 1\text{ m}$</p>	○	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>盛土</p> <p>切土</p> <p>$H \leq 1\text{ m}$</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	○	
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	○	※ この計画は、擁壁（崖面を覆う建築物の部分）の水抜き穴から排水できるように留意して設計する必要があります。
<p>平面</p>  <p>崖面を覆う建築物の部分</p> <p>断面</p>  <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p> <p>建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物に該当し、かつ、同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に該当しないもの</p>	×	※ 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物に該当し、かつ、同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に該当しないため。
<p>断面</p>  <p>建築物の基礎の立下げ部分</p> <p>一戸建ての住宅等</p> <p>切土</p> <p>$H > 2\text{ m}$</p>	×	※ 崖面を基礎の立下げ部分にて覆うものであるため。

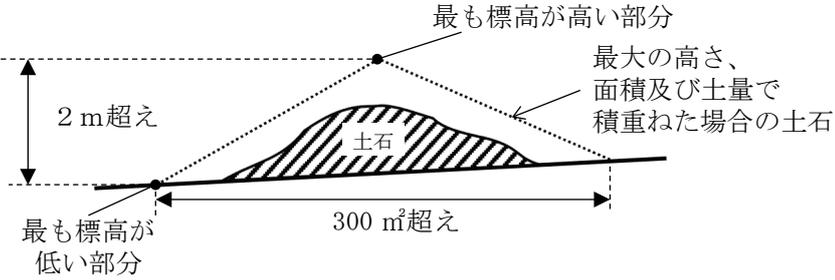
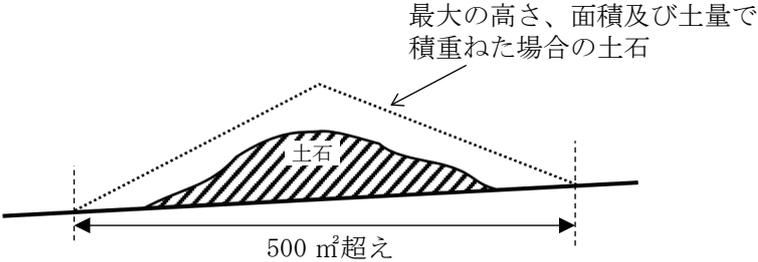
計画	判断
<p style="text-align: center;">断面</p> 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>※ 下部の崖は、基礎の立下げ部分にて覆うため、土地の形質の変更に該当せず、上部の崖は、切土により生ずる2m未満の崖であるため。</p>
<p style="text-align: center;">断面</p> 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>※ 下部と上部の崖は、一体の崖ではなく、それぞれの崖は、切土により生ずる2m未満の崖であるため。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>平面</p>  <p>※点線：敷地境界</p> <p>隣地擁壁</p> <p>断面位置</p> <p>$L \leq 1\text{ m}$</p> <p>$L \leq 1\text{ m}$</p> <p>隣地擁壁</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>断面</p>  <p>$H > 2\text{ m}$</p> <p>切土</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>※ 基礎の立下げ部分及び当該部分を延長して設ける袖壁（延長が1メートル以下）で崖を覆うものであるため。</p>

7 法の規制対象である一定規模以上の土石の積重ね（土石の堆積）（政令第3条）

宅地造成等工事規制区域（横浜市の全域）内の宅地、農地、採草放牧地又は森林における次に掲げる土石の積重ね（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り、）は、法の規制対象です。この土石の積重ねのことを、「土石の堆積」といいます。

なお、土石の積重ねをする土地の用途が公共施設用地の場合は、「土石の堆積」に該当せず、法の規制対象外です。（公共施設用地と公共施設用地以外にまたがる場合については、次項を参照してください。）

表：法の規制対象（土石の堆積）

付番	根拠規定	法の規制対象（土石の堆積）に該当する土石の積重ね（※1）
①	政令第4条第1号	<p>高さが2メートルを超える土石の積重ね （ただし、当該土石の積重ねをする土地の面積が300平方メートルを超えないものは、法の許可対象外です。（※2））</p> 
②	政令第4条第2号	<p>①に該当しない土石の積重ねであって、当該土石の積重ねをする土地の面積が500平方メートルを超えるもの（※3）</p>  <p>土石の積重ね高さ 30cm 以下の部分の面積 ・法の規制対象の判断の場合⇒ 算入 ・法の許可対象の判断の場合 ⇒ 不算入</p>

※1 政令第4条各号では、「土石の積重ね」ではなく、「土石の堆積」という用語を用いていますが、この手引は、法の規制対象のものを「土石の堆積」とし、法の規制対象を含む全ての土石を積み重ねることを「土石の積重ね」と表現しています。

※2 詳しくは、次の補足の1を参照してください。

※3 高さ30センチメートル以下の土石の積重ねをする土地の面積については、法の規制対象の判断の際には、②の「土石の積重ねをする土地の面積」に算入しますが、法の許可対象かの判断の際には算入しません（①の法の許可対象かの判断の際には算入します。）。詳しくは、次の補足の2を参照してください。

【補足】

1 政令第4条第1号の土石の堆積に該当するが、法の許可対象外のもの（省令第8条第10号イに掲げる工事）

政令第4条第1号の土石の堆積（高さが2メートルを超える土石の積重ね）は、法の規制

対象ですが、省令第8条第10号イの規定により、当該土石の積重ねをする土地の面積が300平方メートルを超えない場合は、法の許可対象外です。

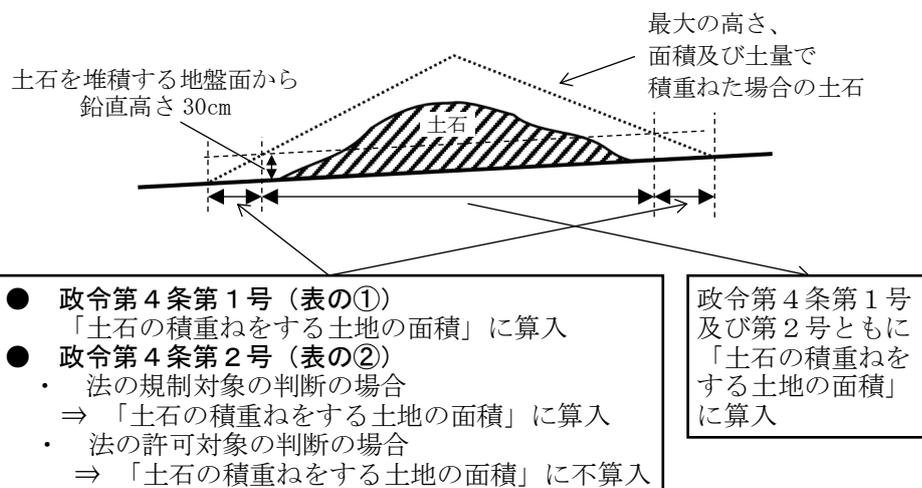
2 政令第4条第2号の土地の形質の変更に該当するが、法の許可対象外のもの（省令第8条第10号ロに掲げる工事）（審査基準）

政令第4条第2号の土石の堆積（土石の積重ねをする土地の面積が500平方メートルを超えるもの）は、法の規制対象ですが、省令第8条第10号ロの規定により、土石の積重ねをする土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートルを超えない土石の積重ねは、法の許可対象外です。

そのため、政令第4条第2号の土石の堆積が法の許可対象に該当するかを判断する場合には、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差（同一箇所での標高の差のことをいいます。以下この補足において同じ。）が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」を算入しないで、工事施行区域内の「土石の積重ねをする土地の面積」の合計が500平方メートルを超えるかにより判断します。

なお、一体の土石の堆積であって標高の差が30センチメートルを超える部分と30センチメートル以下の部分がある場合の「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」とは、標高の差が30センチメートル以下の土石の積重ねをする部分の土地の面積と取り扱います。

※ 政令第4条第1号の土石の堆積（高さが2メートルを超える土石の積重ね）について、当該土石の積重ねをする土地の面積が300平方メートルを超えるか判断する際には、「土石の積重ねをする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない土石の積重ねをする土地の面積」を算入しますので、留意してください。



8 土石の積重ね等が公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合の取扱い（政令第4条）（審査基準）

政令第4条に掲げる規模に該当する土石の積重ねが公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる場合は、土石の積重ねを公共施設用地における土石の積重ねと公共施設用地以外の土地における土石の積重ねとで分けて技術的基準を適用させることが困難であるため、公共施設用地と公共施設用地以外の土地にまたがる土石の積重ね全てを法の規制対象及び許可対象として取り扱います。この場合において、許可に係る工事施行区域には、公共施設用地を含むこととします。

9 「土石の堆積」に係る土石の積重ねの取扱い（審査基準）

(1) 土石の堆積に該当するかの判断方法（政令第4条各号）

土石の積重ねが「土石の堆積」に該当するかは、土石の積重ねを開始するとき（積み重ねた土石がないとき）と、予定する最大の土石を積み重ねるときを比較して判断します。具体的には、土石の積重ねをする期間のうち、土石の積重ねをする土地の面積が最大のときの当該面積と、土石の積重ねの高さが最大のときの当該高さにより、「土石の堆積」に該当するか判断します。（土石の積重ねをする土地の面積が最大のときと、土石の積重ねの高さが最大のときが同時でない場合も、当該面積及び高さにより、「土石の堆積」に該当するかを判断します。

なお、土石の積重ねを開始する前に、土石の積重ねを行う土地の勾配を10分の1にするためなど、盛土又は切土をする場合は、当該盛土又は切土の完了時と、予定する最大の土石を積み重ねるときを比較して、「土石の堆積」に該当するか判断します。

(2) 土石の積重ねをするために又は土石の積重ねと併せて盛土又は切土をする場合の取扱い（政令第4条各号）

土石の積重ねをするために又は土石の積重ねと併せて盛土又は切土をする場合（盛土又は切土に関する工事に伴い土石の積重ねをする場合を除きます。）は、盛土、切土又は土石の積重ねを区別し、法の規制対象かを判断するため、又は技術的基準の適合を確認するため、原則として、土石の積重ねを開始する前までに盛土又は切土を完了させる必要があります（原則として、盛土又は切土と土石の積重ねを同時に行なうことはできません。）。この場合において、当該盛土又は切土が、法の許可対象（宅地造成又は特定盛土等）又は都市計画法の開発行為に該当する場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事又は開発行為について法の許可又は都市計画法の開発許可を受けたうえで、当該工事を行い（盛土又は切土をして）、当該工事について法第17条第2項の検査済証の交付を受けた後又は都市計画法第36条第3項の公告後に、土石に積重ねをする必要があります（土石に積重ねが、土石の堆積に該当する場合にあっては、土石の堆積に関する工事について法の許可を受けたうえで、土石の積重ねをする必要があります。）。

なお、やむを得ず、盛土又は切土と土石の積重ねを同時に行なう場合は、盛土、切土又は土石の積重ねを区別し、技術的基準の適合を確認できるようにする必要があります。

(3) 土石の積重ねをする土地の面積の取扱い（政令第4条第2号並びに省令第8条第10号イ及びロ）

政令第4条第2号並びに省令第8条第10号イ及びロに係る土石の積重ねをする土地の面積は、工事施行区域（第2章第2項を参照してください。）内の土石の積重ねをする土地の面積の合計のことをいいます。

10 法の規制対象（土石の堆積）に該当しない土石の積重ね（審査基準）

次の(1)から(4)に係る土石の積重ねは、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれの低いことから、法の規制対象（土石の堆積）に該当しないものと取り扱います。

- (1) 試験又は検査のための試料（土石）の積重ね。ただし、試験又は検査に必要な量を超えて資料（土石）の積重ねをする場合、試験又は検査のための資料（土石）とそれ以外の土石を併せて積重ねる場合及び試験又は検査が終了した後も土石の積重ねを継続する場合は、除きます。
- (2) 建築物（建築基準法及び都市計画法の規定に違反する建築物を除く。）その他の閉鎖された場所（親杭横矢板壁、鋼矢板壁及び鋼管矢板壁その他の仮設構造物により閉鎖されている場所を除く。）の中における土石の積重ねであって、当該土石に雨水その他の地表水の侵入のおそれがないもの
- (3) 岩石のみを積み重ねる土石の積重ねであって、その勾配が30度以下のもの。ただし、勾配が10分の1以下である土地における土石の積重ねに限る。
- (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において積重ねされた、商品又は製品の原材料となる土石の積重ね

※ 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内におい

て商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の規制対象（土石の堆積）に該当します。

11 法の許可が不要な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（盛土、切土又は土石の積重ね）（法第12条第1項ただし書、政令第5条第1項、省令第8条及び市細則第13条）（審査基準）

法第12条第1項ただし書の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令第5条第1項各号及び省令第8条各号に掲げる工事は、同条の許可が不要です。

これらの工事については、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

なお、政令第5条第1項各号及び省令第8条各号に掲げる工事は、法の許可対象ではありませんが、法の規制対象に該当することに留意してください。

【政令第5条第1項各号に掲げる工事】

- 一 鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

【省令第8条各号に掲げる工事】

- 一 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社

- ハ 日本下水道事業団
- ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(1) 政令第5条第1項第1号から第4号並びに省令第8条第1号から第6号に掲げる工事の取扱い

政令第5条第1項第1号から第4号並びに省令第8条第1号から第6号に掲げる工事は、他法令により盛土、切土又は土石の積重ねの安全性が確保されているものであるため、法の許可対象外としているものです。そのため、政令第5条第1項第1号から第4号並びに省令第8条第1号から第6号中の法令により盛土、切土又は土石の積重ねの安全性が確保されていない工事（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に該当するもの。）は、法の許可対象であると取り扱います。

具体例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の内容に廃棄物処理施設の建設に伴う盛土又は切土の安全性に関する事項が含まれない場合や、土壤汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の内容に汚染土壌処理施設の建設に伴う盛土又は切土の安全性に関する事項が含まれない場合は、廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設の建設に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事は法の許可対象です。

また、土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出に基づき、汚染土壌の運搬の際に、積替え場所において土石の堆積を行う場合又は保管施設において土石を保管する場合の土石の堆積に関する工事は、「土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事」に該当し、法の規制対象外ですが、汚染土壌の運搬時における積替えや保管を行うために必要な土地の造成を行う場合の宅地造成又は特定盛土等に関する工事や、汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第31号に規定する再処理汚染土壌処理施設への運搬の際に、汚染土壌の積替えや保管を行う場合の土石の堆積に関する工事は、法の規制対象です。

なお、省令第8条第1号に規定する「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業（土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが明確であるものに限り。）のことをいいます。

(2) 「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（省令第8条第7号に掲げる工事）」の取扱い

省令第8条第7号に掲げる「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」は、市町村森林整備計画の作業路網の施設整備に関する事項に記載された森林作業道作説指針に即して森林作業道や集材路が作設されることを前提としているため、許可不要としているものです。横浜市森林整備計画では、「作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項」は「該当なし」としているため、横浜市における森林作業道や集材路の作設等に伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、許可対象と取り扱います。

(3) 「国若しくは地方公共団体（略）が非常災害のために必要な応急措置として行う工事（省令第8条第8号に掲げる工事）」の取扱い

省令第8条第8号に法の許可が不要な工事として掲げている「国若しくは地方公共団体（略）が非常災害のために必要な応急措置として行う工事」の「非常災害」とは、一定の区域において崖崩れ又は土砂の流出による災害が発生している場合の当該災害のことをいい、単発的に発生する災害は含まれないと取り扱います。

また、「応急措置として行う工事」は、法の許可対象外ですが、恒久的に宅地として使用するために行なう宅地造成又は特定盛土等に関する工事等は、法の許可対象と取り扱います。

(4) 省令第8条第9号並びに同条第10号イ及びロに掲げる工事の取扱い

第2項の補足並びに第7項の補足1及び2を参照してください。

(5) 土石の堆積に関する工事のうち「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの（省令第8条第10号ハに掲げる工事）」の取扱い（審査基準）

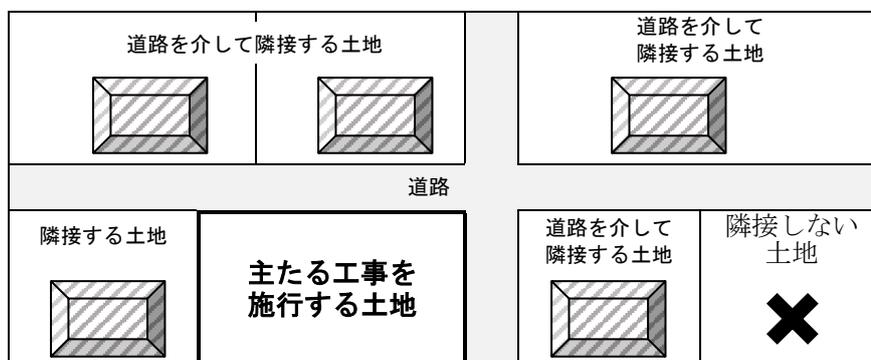
省令第8条第10号ハに掲げる「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」とは、次の全てに該当する土石の堆積と取り扱います。

ア 主たる工事において使用する、又は発生する土石を積み重ねるもの。主たる工事の施行に必要な土石の量を超えて土石を積み重ねるもの及び主たる工事において使用する、又は発生する土石とそれ以外の土石を併せて積み重ねるものを除く。

イ 主たる工事に係る主任技術者、監理技術者又は現場管理者が、主たる工事に係る現場と一体的に管理する土石の堆積

ウ 主たる工事の期間内（主たる工事の着手から工事完了までの間）においてのみ行う土石の堆積

エ 主たる工事を施行する土地又は当該土地に隣接する土地（道路を介して隣接する土地を含む。）において行う土石の堆積



工の参考図